

2005年6月

商品内容説明書

株式会社第2回わかば

第1回A号無担保社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)

1. 本商品内容説明書(以下「本説明書」といいます。)により行う株式会社第 2 回わかば第 1 回 A 号無担保社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)(以下「本社債」といいます。)の総額 178 億円の発行に係る取得の申込の勧誘につきましては、証券取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに該当することにより、当該取得の申込の勧誘に関し、証券取引法第 4 条第 1 項の規定による届出が行われておりません。

2. 本社債の取得の申込の勧誘及び受付は、以下の事項を取得の条件として行われております。
 - (1) 本社債を取得しようとする者は、社債等登録法施行令第 37 条の規定により本社債の取得額の全額につき応募者登録を請求すること。
 - (2) 本社債を取得した者は、本社債を証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号及び証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 4 条に定義される適格機関投資家(以下「適格機関投資家」といいます。)に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約すること。

3. 本社債を取得する者が本社債を適格機関投資家に譲渡する場合には、本社債の発行に係る取得の申込の勧誘が証券取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに該当することにより、当該取得の申込の勧誘に関して証券取引法第 4 条第 1 項に定める届出が行われていない旨並びに本社債を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡ができないこと及び本社債を取得する者は本社債の取得額の全額につき登録を請求することが取得の条件とされている旨を、あらかじめ又は同時にその相手方に書面をもって告知するものとし、あわせて本社債の社債要項(以下「本社債要項」といいます。)の写しを交付しなければなりません。

4. 本説明書は、本社債の取得の申込の勧誘に関する最新の資料であり、これ以前に配布された商品説明資料その他の書面による資料(2005年6月付商品内容説明書(仮)を含みますが、これに限られません。)に代替しかつ優先するものです。但し、発行会社は、本説明書の内容を本社債の払込以前に改訂する権限を有し、かかる改訂を行う場合には、速やかに改訂後の本説明書を投資家に配布します。その場合は改定された商品内容説明書がそれ以前に配布された商品内容説明書に代替しかつ優先するものとなります。但し、本社債要項、社債申込証、クレジット・デフォルト・スワップ契約及び各種関連契約等の内容は本説明書の内容に優先いたしますので、あわせてこれら関連契約等をご確認下さい。
5. 本説明書は、本社債への投資を検討する目的のみに使用されるものです。
6. 本社債には後述のように様々なリスクがあり、特に流動性が低いこと及び元本割れの危険があり、本社債に投資する投資家は同投資から発生するリスクを全面的に負うこととなります。必ず「第一部 証券情報 1.社債(Ⅱ) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」の「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をお読み下さい。
7. 私募の取扱者は、本説明書記載内容の正確性もしくは完全性又は貴社による本社債の購入の合法性もしくは適切性については何ら表明・保証するものではありません。本説明書及び本社債要項には、法律、会計、財務、税務及びコンプライアンスに関する投資家向け助言は一切含まれておりません。それらの助言は貴社の弁護士、財務アドバイザー、会計士及び税理士等の専門家へお問い合わせ下さい。
8. 本社債の取得の申込の勧誘は、日本国内のみにおいて行うものとされます。

目 次

第一部	証券情報	1
1.	社 債	1
(イ)	銘 柄	1
(ロ)	内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等	1
(ハ)	券面総額	26
(ニ)	本社債の金額	26
(ホ)	発行価額の総額	26
(ハ)	発行価格	26
(ト)	利 率	26
(チ)	利払日及び利息支払の方法	26
(リ)	償還期限及び償還の方法	27
(ヌ)	本社債の私募の取扱い等の概要	29
(ル)	申込証拠金	29
(ヲ)	申込期間及び申込取扱場所	29
(ヾ)	払込期日及び払込取扱場所	29
(カ)	引受け等の概要	30
(コ)	社債管理会社	30
(ク)	登録機関に関する事項	30
(ケ)	そ の 他	31
2.	手取金の使途	31
第二部	管理資産等情報	32
第 1	管理資産等の状況	32
1.	概 況	32
(イ)	管理資産等に係る法制度の概要	32
(ロ)	管理資産等の基本的性格	32
(ハ)	管理資産等の沿革	32
(ニ)	管理資産等の関係法人	32
2.	管理資産等を構成する資産の概要	33
(イ)	本件定期預金	33
(ロ)	クレジット・デフォルト・スワップ契約	36
3.	管理及び運営の仕組み	53
(イ)	資産管理等の概要	53
(ロ)	信用補完等	56
(ハ)	利害関係人との取引制限	56

4.	証券所有者の権利	56
(1)	証券所有者に対する利息金額及び償還金額の計算方法等	56
(0)	証券保有者の権利の内容	56
(ハ)	権利行使の手続	56
(二)	他の債権者との優先劣後関係	57
5.	管理資産等を構成する資産の状況	57
(1)	管理資産等を構成する資産の管理の概況	57
(0)	損失及び延滞の状況	57
(ハ)	収益状況の推移	57
第2	管理資産等の経理状況	58
1.	主な資産の内容	58
2.	主な損益の内容	58
3.	収入金(又は損失金)の処理	58
4.	監査等の概要	58
第3	証券事務の概要	59
第三部	発行者及び関係法人情報	60
第1	発行者の状況	60
(1)	発行者の概況	60
(0)	事業の概況	63
(ハ)	設備の状況	63
(二)	経理の状況	64
(ホ)	その他	64
第2	原保有者その他関係法人の概況	65
(一)	原保有者の概況	65
(二)	その他関係法人の概況	65
1.	パイヤーの概況	65
(1)	名称、資本の額及び事業の内容	65
(0)	関係業務の概要	65
(ハ)	資本関係 (本商品内容説明書作成日現在)	65
(二)	経理の概況	66
(ホ)	その他	66
2.	当初の定期預金口座設置金融機関の概況	66
(1)	名称、資本の額及び事業の内容	66
(0)	関係業務の概要	66
(ハ)	資本関係 (本商品内容説明書作成日現在)	66

(ニ) 経理の概況	67
(ホ) その他	67
3. 事務受託者の概況	67
(イ) 名称、資本の額及び事業の内容	67
(ロ) 関係業務の概要	67
(ハ) 資本関係（本商品内容説明書作成日現在）	68
(ニ) その他	68

第一部 証券情報

1. 社債

(1) 銘柄

株式会社第2回わかば第1回A号無担保社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)

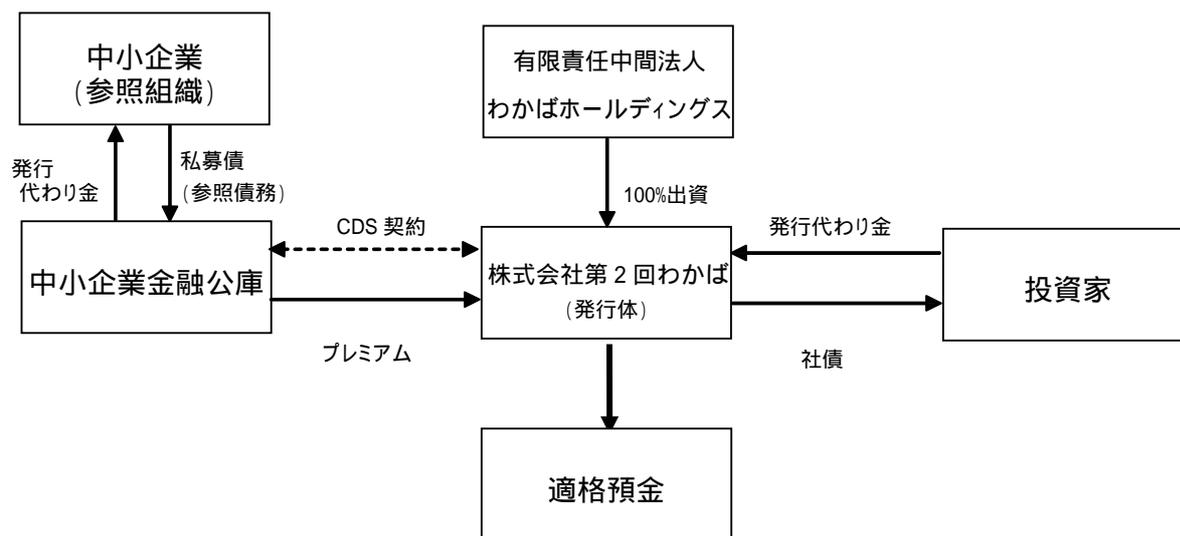
(2) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

(1) 記名・無記名の別

本社債の社債券は無記名式利札無しに限るものとし、記名式への変更、その分割又は併合は行いません。

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組み等

仕組みの概要



株式会社第2回わかば(以下「発行会社」といいます。)は、有限責任中間法人わかばホールディングス(以下「本中間法人」といいます。)が発起人となり日本法に基づき設立された株式会社です。

発行会社は、中小企業金融公庫との間で締結したクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき、中小企業金融公庫からプレミアムを受け取ることと引き換えに、損害補てん金額の支払という形で参照債務に関連して一定のリスクを負担しています。詳しくは、下記第二部 第12.(ロ)をご参照下さい。

発行会社は、国内市場で本社債を発行し、私募の取扱者としてのA株式会社及びB株式会社が私募の取扱いを行います。本社債は発行会社が発行する第1回目の社債です。

本社債の発行に際し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's Investors Service Inc.)からAaa格の、株式会社格付投資情報センターからAAA格の格付を取得する予定です。

発行会社は、定期預金口座設置金融機関たる株式会社ユーエフジェイ銀行との間の本件定期預金契約に基づき、平成17年6月30日付で、本社債の発行代わり金を定期預金口座設置金融機関たる株式会社ユーエフジェイ銀行に本件定期預金として預け入れます。詳しくは下記第二部第12.(イ)をご参照下さい。

参照組織に関してクレジットイベントが発生し、発行会社にパイヤーである中小企業金融公庫に対する損害補てん金額の支払義務が発生した場合、かかる損害補てん金額は本件定期預金から支払われることとなります。この場合、当該支払額に応じて本社債の未償還元本額が減額されます。詳しくは下記「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(1)をご参照下さい。

本社債に係る利息の支払は、各支払期日において、下記(フ)(2)(b)に従って行われます。詳細につきましては、下記(フ)をご参照下さい。

本社債の元本の償還は、各支払期日において、下記(リ)(1)ないし(4)に従って分割して償還されます。各支払期日における償還の償還金額その他の詳細につきましては、下記(リ)をご参照下さい。

本社債及びクレジット・デフォルト・スワップ契約に関連する発行会社の口座の管理については、事務委任契約により事務受託者たる有限会社東京共同会計事務所に委託されます。

本説明書で使用される以下の用語は、それぞれ下記の意味を有します。

「3 ヶ月 TIBOR」とは、 本社債については各支払期日に関して、直前の支払期日の 3 営業日前の日、 クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づく支払については各プレミアム支払日その他特定の支払がなされる日に関して、当該支払がなされる日の 3 営業日前の日、 本件定期預金については各利息計算期間に関して、当該利息計算期間の初日から 2 営業日前の日(以下本定義において「利率基準日」といいます。)における午前 11 時(東京時間)時点の確定公表値として日経 QUICK 画面上の「MONY120」ページ(以下「QUICK120 頁」といいます。)に提示される 3 ヶ月物の日本円金利(年率)をいいます。但し、いずれかの利率基準日に当該金利が QUICK120 頁に記載されていないか、又は QUICK120 頁もしくはこれに替わる頁が利用不能になった場合には、定期預金口座設置金融機関が提供する当該受入人の東京インターバンク市場における 3 ヶ月物の銀行間の日本円資金貸借取引のオフアードレートを当該利率基準日に係る 3 ヶ月 TIBOR とします。

「3 ヶ月延滞確定日」とは、特定の参照債務について、当該参照債務の支払に関してパイヤーから発行会社に延滞通知が交付された場合において、かかる支払がなされるべき日の直後のプレミアム計算期間の末日(かかる支払がなされるべき日より後にプレミアム計算期間がない場合は、かかる支払がなされるべき日の属する月の 3 ヶ月後の月(かかる支払がなされるべき日が月末に当たらない場合は、かかる支払がなされるべき日の属する月の翌々月)の末日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。))をいいます。

「5 ヶ月 TIBOR」とは、発行日の 2 営業日前の日(以下本定義において「利率基準日」といいます。)における午前 11 時(東京時間)時点の確定公表値として QUICK120 頁に提示される 5 ヶ月物の日本円金利(年率)をいいます。但し、利率基準日に当該金利が QUICK120 頁に記載されていないか、又は QUICK120 頁もしくはこれに替わる頁が利用不能になった場合には、定期預金口座設置金融機関が提供する定期預金口座設置金融機関の東京インターバンク市場における 5 ヶ月物の銀行間の日本円資金貸借取引のオフアードレートを当該利率基準日に係る 5 ヶ月 TIBOR とします。

「Moody's」とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク又はその承継人をいいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センター又はその承継人をいいます。

「UFJ 銀行」とは、株式会社ユーエフジェイ銀行又はその承継人をいいます。

「預入銀行」とは、本件定期預金契約における預入銀行としての UFJ 銀行をいいます。

「預入日数」とは、下記第二部 第 1 2.(1)(3)(e)(i)c. に記載する日数をいいます。

「預入日」とは、平成 17 年 6 月 30 日をいいます。

「営業日」とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び法令

により日本において銀行が休業することを認められている日、以外の日をいいます。

「延滞解消通知」とは、バイヤーから発行会社に延滞通知が交付された参照債務に関して、延滞となっていた元本又は利息の全てが支払われた旨のバイヤーから発行会社に交付される大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の様式による通知をいいます。

「延滞通知」とは、特定の参照債務に関して特定の予定支払額等支払期日において支払われるべき元本又は利息の一部又は全ての支払が延滞している旨のバイヤーから発行会社に交付される大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の様式による通知をいいます。

「延長償還期日」とは、予定償還期日又は繰上償還期日のうちいずれか早く到来する日(この日を含みます。)までにクレジット・デフォルト・スワップ契約が終了しない場合におけるクレジット・デフォルト・スワップ契約が終了する日をいいます。

「延長プレミアム計算想定元本」とは、下記第二部 1 2.(D)(3)(a)(iii)において定義する金額をいいます。

「回収金額」とは、下記第二部 1 2.(D)(3)(b)(i)a. 又は に記載するクレジットイベントが発生した場合において、当該クレジットイベントに係る参照債務に関して、当該クレジットイベントに係る事由発生決定日までにバイヤーが回収した金額として当該クレジットイベントに係るクレジットイベント通知に記載される金額をいいます。

「開始日」とは、平成 17 年 6 月 30 日をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)をいいます。

「解除事由発生日」とは、下記第二部 1 2.(D)(3)(e)(ii)a.ないし f.に記載する事由が発生した場合、発行会社がバイヤーに対してクレジット・デフォルト・スワップ契約を解除する旨の通知を行った日、下記第二部 1 2.(D)(3)(e)(iii)a.ないし d.に記載する事由が発生した場合、バイヤーが発行会社に対してクレジット・デフォルト・スワップ契約を解除する旨の通知を行った日及び下記第二部 1 2.(D)(3)(e)(iv)に記載される日をいいます。

「解約日」とは、本件定期預金契約の中途解約がなされる日をいいます。

「元本償還口座」とは、本社債要項に従い開設される元本償還口座をいいます。

「元利金計算想定元本額」とは、元利金計算想定元本総額を、当該時点において現存する本社債の社債券の数(登録機関に登録されている本社債については、その全てについて当該登録が抹消され、社債券を発行したものとみなしてこれを計算します。)で除した金額(1,000 円未満の端数は切り捨てます。)をいいます。

「元利金計算想定元本総額」とは、各プレミアム計算日におけるプレミアム計算想定元本から (a)免責金額又は(b)当該プレミアム計算日における累積ポートフォリオデフォルト金額(但し、当該プレミアム計算日の属するプレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)以降に発生したクレジットイベントに係るデフォルト金額が含まれている場合は、かかるデフォルト金額を控除した金額とします。)のうちいずれか大きい金額を控除した金額をいいます。

「元利金支払事務取扱契約」とは、発行会社と元利金支払事務取扱者としての UFJ 銀行との間の平成 17 年 6 月 14 日付株式会社第 2 回わかば第 1 回 A 号無担保社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)元利金支払事務取扱契約証書をいいます。

「元利金支払事務取扱者」とは、本社債の元利金支払事務取扱者をいい、UFJ 銀行とします。

「期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日」とは、特定の参照債務について、当該参照債務に係る期限の利益喪失日の属するプレミアム計算期間の末日の直後のプレミアム計算期間の末日(当該参照債務に係る期限の利益喪失日の属するプレミアム計算期間の末日より後にプレミアム計算期間がない場合は、当該参照債務に係る期限の利益喪失日の属するプレミアム計算期間の末日の属する月の 3 ヶ月後の月(当該末日が月末に当たらない場合は、当該末日の属する月の翌々月)の末日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。))をいいます。

「期限の利益喪失事由」とは、下記第一部 1.(ロ)に記載する各事由をいいます。

「期限の利益喪失事由発生日」とは、期限の利益喪失事由が発生した日をいいます。

「期限の利益喪失通知」とは、特定の参照債務に関して、当該参照債務に係る参照組織がバイヤーに対する期限の利益を喪失した旨のバイヤーから発行会社に交付される大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の様式による通知をいいます。

「期限の利益喪失日」とは、特定の参照債務に関して、当該参照債務に係る参照組織がバイヤーに対する期限の利益を喪失した日をいいます。

「期限前償還参照債務」とは、クレジット・デフォルト・スワップ契約に従って、償還期日以前にバイヤーが元本の償還を受けたことによって参照金額が零となった参照債務をいいます。

「銀行法」とは、銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)をいいます。

「繰上償還期日」とは、下記第一部 1 (リ)(3)において定義される意味を有します。

「繰上償還事由」とは、下記第一部 1 (リ)(3)において記載する各事由をいいます。

「クレジットイベント」とは、下記第二部 第 1 2.(ロ)(3)(b)(i)a.に記載する各事由をいいます。

「クレジットイベント通知」とは、大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の内容及び様式によって、クレジットイベントについて記載したバイヤーから発行会社に対する取消不能の通知をいいます。

「クレジット・デフォルト・スワップ契約」とは、発行会社及びバイヤーとしての中小企業金融公庫の間における平成 17 年 6 月 9 日付クレジット・デフォルト・スワップ契約をいいます。

「最終償還期日」とは、平成 22 年 11 月 23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)をいいます。

「最終予定支払額等支払期日」とは、平成 22 年 6 月 30 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)をいいます。

「参照金額」とは、クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の参照組織及び参照債務一覧に「参照金額」として各参照債務に関して記載された金額から、下記第二部 第 1 2.(ロ)(3)(d)に基づき減額を行った金額をいいます。

「参照債務」とは、平成 17 年 6 月 30 日付で各参照組織が発行し、バイヤーが引き受けた社債であり、クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の参照組織及び参照債務一覧に「参照債務」として各参照組織に関して記載される債務をいいます。

「参照債務延滞解消事由」とは、各追加償還期日に関して、特定の参照債務につき、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき、当該追加償還期日の直前の参照債務償還期日における予定支払額に関してバイヤーが発行会社に対して有効な延滞通知を交付した場合において、当該追加償還期日の直前のプレミアム計算期間の末日から 16 営業日後の日までに当該参照債務に係る参照組織について下記第二部 第 1 2.(ロ)(3)(b)(i)a. に記載されるクレジットイベントが確定しなかった場合、及び 当該追加償還期日の直前の参照債務償還期日を末日とするプレミアム計算期間において当該参照債務に係る参照組織に関してバイヤーが発行会社に対して期限の利益喪失通知を交付した場合において、当該追加償還期日の直前のプレミアム計算期間の末日から 16 営業日後の日までに当該参照組織について下記第二部 第 1 2.(ロ)(3)(b)(i)a. に記載されるクレジットイベントが確定しなかった場合をいいます。

「参照債務償還期日」とは、クレジット・デフォルト・スワップ契約の有効期間中の毎年 6 月 30 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)をいいます。但し、初回の参照債務償還期日は平成 18 年 6 月 30 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)とします。

「参照債務除外通知」とは、特定の参照債務に関して、バイヤー及び当該参照債務に係る参照組織の間の合意によって当該参照債務の内容が変更された旨、又はその償還期日以前にバイヤーが元本の償還を受けた旨のバイヤーから発行会社に交付される大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の様式による通知をいいます。

「参照債務変更通知」とは、特定の参照債務に関して、バイヤー及び当該参照債務に係る参照組織の間の合意によって当該参照債務の内容のうち、当該参照債務に係る弁済期の延長に関する変更又は当該参照債務の分割弁済を許容する変更だけがなされた旨のバイヤーから発行会社に交付される大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の様式による通知をいいます。

「参照債務利払期日」とは、クレジット・デフォルト・スワップ契約の有効期間中の毎年12月31日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)をいいます。但し、初回の参照債務利払期日は平成17年12月31日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)とします。

「参照組織」とは、クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の参照組織及び参照債務一覧に「参照組織」として記載される各日本企業をいいます。但し、特定の参照組織について合併もしくは会社分割がなされ、又は参照債務に関する債務引受がなされることによって、参照債務が他の組織に承継された場合は、それ以降、クレジット・デフォルト・スワップ契約の規定に従って決定された組織をいいます。

「指定格付機関」とは、Moody's及びR&Iをいいます。

「支払期日」とは、初回を平成17年11月23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)とし毎年2、5、8及び11月の23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)並びに繰上償還期日をいいます。但し、繰上償還期日より後においては、延長償還期日のみを支払期日とします。また、最終の支払期日は、最終償還期日、延長償還期日又は未償還元本額が零となる日(但し、償還期日、追加償還期日、繰上償還期日、延長償還期日又は最終償還期日以外の日において未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか最も早く到来する日とします。

「私募の取扱者」とは、本社債に係る私募の取扱者をいい、A株式会社及びB株式会社とします。

「事務委任契約」とは、発行会社と東京共同会計事務所との間の平成17年6月9日付事務委任契約書をいいます。

「事務受託者」とは、事務委任契約における事務受託者をいい、東京共同会計事務所とします。

「社債管理委託契約」とは、発行会社と社債管理会社としてのUFJ銀行との間の平成17年6月14日付株式会社第2回わかば第1回A号無担保社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)発行事務、期中事務及び管理委託契約証書をいいます。

「社債管理会社」とは、本社債の社債管理会社をいい、UFJ銀行とします。

「社債償還約定表」とは、バイヤー所定の様式による参照債務に係る償還約定表をいい、開始日において、バイヤーが作成するものをいいます。

「社債等登録法施行令」とは、社債等登録法施行令(昭和17年勅令第409号)をいいます。

「社債の繰上償還に関する指示書」とは、特定の参照債務に関して、バイヤーと当該参照債務に係る参照組織の間で締結された参照債務に係る引受契約の規定に従い、バイヤーにより作成され、当該参照組織に対して当該参照債務の期限の利益が喪失される旨を通知する指示書をいいます。

「事由発生決定日」とは、各クレジットイベントの発生について、クレジット・デフォルト・スワップ契約に従って当該クレジットイベントに係る有効なクレジットイベント通知を発行会社に交付したことにより特定のクレジットイベントの発生を確定させた日をいいます。

「償還期日」とは、各参照債務償還期日の直後に到来する支払期日(但し、繰上償還期日及び延長償還期日を除きます。)をいいます。

「証券化費用」とは、クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の費用項目に規定される費用をいいます。

「証券化費用対応資金」とは、各プレミアム支払日に関して、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき当該プレミアム支払日において発行会社がバイヤーから受領するプレミアムのうち、以下の算式によって算出される金額をいいます。

$$(a - b) \times c \times 1/4$$

但し

a = 当該プレミアム支払日に係るプレミアム計算日におけるプレミアム計算想定元本

b = 次の 又は のうち大きい方の金額

免責金額

当該プレミアム支払日に係るプレミアム計算日における累積ポートフォリオデフォルト金額(但し、当該プレミアム計算日の属するプレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)以降に発生したクレジットイベントに係るデフォルト金額が含まれている場合は、かかるデフォルト金額を控除した金額とします。)

$$c = 3bp$$

「証券取引法」とは、証券取引法(昭和23年法律第25号)をいいます。

「商法」とは、商法(明治32年法律第48号)をいいます。

「責任財産」とは、以下の各財産をいいます。なお、責任財産には、発行会社の株主、取締役又は役員の個人資産を含まないものとします。

本件定期預金契約に基づく預金債権。

発行会社名義の銀行口座に入金された各資金及びこれらに係る預金債権。

発行会社が本社債の発行により取得した資金。

発行会社が当事者となる契約に基づき有する一切の権利。

上記各財産に係る金銭を運用した場合には、その運用対象。

上記各財産を処分した場合には、その処分手取金。

上記各財産に付随する一切の請求権。

「早期終了事由発生日」とは、以下のいずれかの事由が発生した日をいいます。

直前のプレミアム計算日におけるプレミアム計算想定元本から累積ポートフォリオデフォルト金額を控除した金額が零になった日

本社債について期限の利益が喪失した日

本件定期預金契約に基づく預金の受入人又は当該預金が他の金融機関に移転された場合の新たな受入人が適格金融機関の要件を満たさなくなった場合において、当該預金が 30 日以内に適格金融機関の要件を満たす新たな金融機関の預金口座に移転されなかった場合。

「損害補てん金額」とは、クレジットイベントが発生した参照組織に関して、下記第二部 第 1 2.(ロ)(3)(b)(ii)a.に基づき算出され、損害補てん決済日において発行会社からパイヤーに支払われる金額をいいます。

「損害補てん金額決済用口座」とは、本社債要項に従い開設される損害補てん金額決済用口座をいいます。

「損害補てん決済日」とは、クレジットイベントが発生した参照組織に関して下記第二部 第 1 2.(ロ)(3)(b)(ii)b.に基づき定められる発行会社からパイヤーに対する損害補てん金額相当額の支払がなされる日をいいます。

「追加償還期日」とは、各償還期日の直後に到来する支払期日(但し、繰上償還期日を除きます。)をいいます。

「追加部分償還額」とは、追加部分償還総額を、当該時点において現存する本社債の社債券の数(登録機関に登録されている本社債については、その全てについて当該登録が抹消され、社債券を発行したものとみなしてこれを計算します。)で除した金額(1,000 円未満の端数は切り捨てます。)をいいます。

「追加部分償還総額」とは、各追加償還期日に関して、参照債務延滞解消事由の発生した参照債務に係る参照金額の総額をいいます。

「定期預金口座設置金融機関」とは、本件定期預金契約に基づく預金の受入人又は本社債要項に従いかかる預金を移転させた場合におけるかかる預金の新たな受入人をいいます。

「適格機関投資家」とは、証券取引法第2条第3項第1号及び証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第4条に定義される適格機関投資家をいいます。

「適格金融機関」とは、Moody'sからP-1格(又はこれと同順位の格付)以上の短期預金格付(但し、P-2格の場合であっても、格下げの方向で見直し中ではなく、かつMoody'sから本社債の格付に悪影響を与えない旨の事前の確認を受けている場合は適格とみなすもの)とします。また、短期預金格付を有していない場合にはA2格(又はこれと同順位の格付)以上の長期預金格付を取得している金融機関で、かつ、R&Iからa-1格(又はこれと同順位の格付)以上の短期格付(但し、a-1格と同等とみなされる発行体格付を取得している場合、又はR&Iがa-1格以上と同程度の信用力を有すると認める場合は適格とみなすもの)とします。)を取得している金融機関をいいます。

「デフォルト金額」とは、特定の参照組織についてクレジットイベントの発生が確定した場合に、当該参照組織に係る全ての参照債務の当該クレジットイベント発生時点における参照金額の総額をいいます。

「東京共同会計事務所」とは、有限会社東京共同会計事務所をいいます。

「当初証券化費用対応資金」とは、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき発行日において発行会社がパイヤーから受領する当初プレミアムのうち、以下の算式によって算出される金額をいいます。

$$a \times b \times 148/365$$

但し

$$a = 17,800,000,000 \text{ 円}$$

$$b = 3\text{bp}$$

「当初プレミアム」とは、パイヤーが発行会社に対して、下記第二部第12.(ロ)(3)(a)(i)に基づき、平成17年6月30日においてパイヤーから発行会社に支払われる金額をいいます。

「登録機関」とは、本社債の登録機関をいい、UFJ銀行とします。

「登録事務取扱契約」とは、発行会社と登録機関としてのUFJ銀行との間の平成17年6月14日付株式会社第2回わかば第1回A号無担保社債(責任財産限定特約付及び適格機関投資家限定)登録事務取扱契約証書をいいます。

「独立認定事務委託契約」とは、発行会社、パイヤーと独立認定人との間の平成17年6月9日付独立認定事務委託契約をいいます。

「独立認定人」とは、新日本監査法人をいいます。

「名寄せ検索」とは、パイヤー内において各参照組織毎に管理され、特定の日における当該参照組織に係る参照債務の残高を把握するためのパイヤー所定の様式による管理資料をいいます。

「パイヤー」とは、クレジット・デフォルト・スワップ契約におけるパイヤーをいい、中小企業金融公庫とします。

「破産法」とは、破産法(平成 16 年法律第 75 号)をいいます。

「発行会社関連契約」とは、社債管理委託契約、元利金支払事務取扱契約、登録事務取扱契約、事務委任契約、クレジット・デフォルト・スワップ契約、独立認定事務委託契約及び本件定期預金契約並びにこれらの各契約において発行会社が締結することが企図されている契約をいいます。

「発行会社計算期日」とは、初回を平成 17 年 11 月 23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日とし、以降 2、5、8、11 月の 23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日をいいます。但し、繰上償還期日以降は発行会社計算期日は到来しないものとします。

「発行会社口座」とは、費用支払口座、利息支払口座、元本償還口座及び損害補てん金額決済用口座を総称していいます。

「発行者に対する期限の利益の当然喪失通知書」とは、特定の参照債務に関して、パイヤーと当該参照債務に係る参照組織の間で締結された当該参照債務に係る引受契約の規定に従い、パイヤーにより作成され、当該参照組織に対し、当該参照債務の期限の利益が喪失された旨を通知する通知書をいいます。

「発行日」とは、平成 17 年 6 月 30 日をいいます。

「費用支払口座」とは、本社債要項に従い開設される費用支払口座をいいます。

「部分償還額」とは、部分償還総額を、当該時点において現存する本社債の社債券の数(登録機関に登録されている本社債については、その全てについて当該登録が抹消され、社債券を発行したものとみなしてこれを計算します。)で除した金額(1,000 円未満の端数は切り捨てます。)をいいます。

「部分償還総額」とは、各償還期日に関して、以下の算式によって算出される金額をいいます。

$$a - b - c - d + e$$

但し

a = 当該償還期日の直前の償還期日の直前のプレミアム計算日における元利金計算想定元本総額

(第1回の償還期日については、17,800,000,000円)

- b = 当該償還期日の直前のプレミアム計算日における元利金計算想定元本総額
- c = 当該償還期日の直前の追加償還期日に係る追加部分償還額の総額(もしあれば)
- d = 当該償還期日の直前の参照債務償還期日(この日を含みます。)を末日とし、当該参照債務償還期日の直前の参照債務償還期日の翌日(第1回の償還期日については発行日)(この日を含みます。)を初日とする期間において増加した累積ポートフォリオ損失金額(もしあれば)
- e = 当該償還期日の直前の償還期日における部分償還総額から同時点における部分償還額の総額を控除した金額(第1回の償還期日については、0円)

「プレミアム」とは、下記第二部 第12.(ロ)(3)(a)()及び(ii)に記載される算式によって算出され、各プレミアム支払日においてパイヤーから発行会社に支払われる金額をいいます。

「プレミアム計算期間」とは、毎年3月31日(この日を含みません。)から6月30日(この日を含みます。)まで、6月30日(この日を含みません。)から9月30日(この日を含みます。)まで、9月30日(この日を含みません。)から12月31日(この日を含みます。)まで、及び12月31日(この日を含みません。)から翌年3月31日(この日を含みます。)までの各期間(いずれの日も営業日でない場合には、翌営業日とします。)をいいます。但し、初回のプレミアム計算期間は開始日(この日を含みます。)から平成17年9月30日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)(この日を含みます。)までの期間とし、最終のプレミアム計算期間は最終予定支払額等支払期日、早期終了事由発生日又は解除事由発生日のうちいずれか早い日の属するプレミアム計算期間とします。

「プレミアム計算想定元本」とは、下記第二部 第12.(ロ)(3)(a)(ii)に定義される意味を有します。

「プレミアム計算調整期間」とは、毎年2月23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日(この日を含みます。)から5月23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日(この日を含みません。)まで、5月23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日(この日を含みます。)から8月23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日(この日を含みません。)まで、8月23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日(この日を含みます。)から11月23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日(この日を含みません。)まで、11月23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日(この日を含みます。)から翌年2月23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日(この日を含みません。)までの各期間をいいます。

「プレミアム計算日」とは、各プレミアム計算期間に関して、当該プレミアム計算期間に属する2月、5月、8月又は11月の23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の3営業日前の日をいいます。但し、初回のプレミアム計算期間に係るプレミアム計算日は開始日の2営業日前の日とします。

「プレミアム支払日」とは、各プレミアム計算日の3営業日後の日をいいます。但し、初回のプレミアム計算

日に係るプレミアム支払日は開始日とします。

「プレミアム利率」とは、次の算式によって計算される利率(年率)をいいます。

$$a + b$$

但し

$$a = \text{本社債に係る利率(年率)として発行会社がバイヤーに対して通知する利率}$$

$$b = 3\text{bp}$$

「本件定期預金」とは、本件定期預金契約に基づき当初の定期預金口座設置金融機関に預け入れられる定期預金に係る預金債権をいいます。

「本件定期預金契約」とは、当初の定期預金口座設置金融機関としての UFJ 銀行と発行会社の間における平成 17 年 6 月 9 日付定期預金契約証書をいいます。

「本件定期預金口座」とは、本件定期預金契約に基づき当初の定期預金口座設置金融機関に開設された定期預金口座又は本社債要項に従いかかる口座内の金銭を移転させた場合においてかかる金銭を入金させるために新たに開設された定期預金口座をいいます。

「本件定期預金利息計算期間」とは、直前の本件定期預金利息支払期日(この日を含みます。)から当該本件定期預金利息支払期日の前日(この日を含みます。)までの期間とします。但し、初回の本件定期預金利息計算期間は、預入日(この日を含みます。)から初回の本件定期預金利息支払期日の前日(この日を含みます。)までの期間とします。

「本件定期預金利息支払期日」とは、毎年 2 月 23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日、5 月 23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日、8 月 23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日、11 月 23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日及び満期日をいいます。但し、初回の本件定期預金利息支払期日は平成 17 年 11 月 23 日(この日が営業日にでない場合には、翌営業日とします。)の前営業日とします。

「満期日」とは、平成 22 年 11 月 23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日をいいます。

「未確定延滞参照債務」とは、下記第二部 第 1 2.(ロ)(3)(a)(iii)において定義される意味を有します。

「未確定期限の利益喪失参照債務」とは、下記第二部 第 1 2.(ロ)(3)(a)(iii)において定義される意味を有します。

「未確定参照債務」とは、未確定延滞参照債務及び未確定期限の利益喪失参照債務を総称していいます。

「未確定参照組織」とは、未確定参照債務に係る参照組織をいいます。

「未償還元本額」とは、当該時点における未償還元本総額を、当該時点において現存する本社債の社債券の数(登録機関に登録されている本社債については、その全てについて当該登録が抹消され、社債券を発行したものとみなしてこれを計算します。)で除した金額(1,000 円未満の端数は切り捨てます。但し、予定償還期日、繰上償還期日、延長償還期日又は最終償還期日であって、かつ各本社債の元本について未償還元本額相当額が償還される場合における未償還元本額の計算に関しては、1 円未満の端数を切り捨てます。)をいいます。

「未償還元本総額」とは、各時点において、以下の算式によって算出される金額をいいます。

$$a - b - c$$

但し

$$a = 17,800,000,000 \text{ 円}$$

b = 当該時点までの各償還期日、各追加償還期日及び繰上償還期日における各本社債の元本の償還金額の総額の累計額

c = 当該時点において確定している累積ポートフォリオ損失金額(もしあれば)

「民事再生法」とは、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)をいいます。

「民法」とは、民法(明治 29 年法律第 89 号)をいいます。

「免責金額」とは、2,105,000,000 円をいいます。

「有価証券記入帳」とは、特定の参照組織に係る参照債務の残高を把握するために、パイヤー内において各参照債務ごとに管理される資料をいいます。

「預金保険法」とは、預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号)をいいます。

「予定支払額」とは、特定の参照債務償還期日における特定の参照債務に関し、クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の参照組織及び参照債務一覧に記載される金額をいいます。

「予定支払額等支払期日」とは、参照債務償還期日及び参照債務利払期日を総称していいます。

「予定償還期日」とは、平成 22 年 8 月 23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)をいいます。

「利息計算期間」とは、ある支払期日の翌日からその直後の支払期日までの各期間をいいます。但し、第 1 回の利息計算期間は発行日の翌日から第 1 回の支払期日までの期間とし、また、最終の利息計算期間は、最終の支払期日を最終日とし、その直前の支払期日の翌日を初日とする期間とします。

「利息支払口座」とは、本社債要項に従い開設される利息支払口座をいいます。

「累積ポートフォリオ損失金額」とは、各時点において、累積ポートフォリオデフォルト金額から免責金額を控除した金額(但し、零を最低額とします。)をいいます。

「累積ポートフォリオデフォルト金額」とは、開始日から当該時点までの全ての事由発生決定日において確定したデフォルト金額の累積額をいいます。

管理資産等の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

(1) 管理の方法及び管理の形態

- (a) 本件定期預金は、定期預金口座設置金融機関に預け入れられ、本件定期預金の期中においては、事務受託者が事務委任契約に基づき管理を行います。本件定期預金に係る利息は、各本件定期預金利息支払期日において、定期預金口座設置金融機関から利息支払口座に入金する方法により支払われ、事務受託者が事務委任契約に基づき管理を行います。本件定期預金に係る元本は、その払い戻しを行った日において、定期預金口座設置金融機関から元本償還口座に入金される形で支払われ、事務受託者が事務委任契約に基づき管理を行います。
- (b) クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づく当初プレミアムは、初回のプレミアム支払日において、パイヤーから、利息支払口座に入金する方法により支払われ、事務受託者が事務委任契約に基づき管理を行います。クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づくプレミアムは、第2回以降の各プレミアム支払日において、パイヤーから、利息支払口座に入金する方法により支払われ、事務受託者が事務委任契約に基づき管理を行います。

(2) 信用補完・流動性補完の形態

(a) 信用補完の形態

本社債の元本は、各償還期日における部分償還額、各追加償還期日における追加部分償還額及び繰上償還期日、延長償還期日又は最終償還期日における未償還元本額相当額が償還され(詳しくは下記(リ)をご参照下さい。)、累積ポートフォリオ損失金額が増加した場合には、これらの償還額の総額は減少する関係にあります(詳しくは上記「部分償還額」、「部分償還総額」、「追加償還額」、「追加償還総額」、「未償還元本額」及び「未償還元本総額」の定義をご参照下さい。)。もっとも、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき参照組織についてクレジットイベントの発生が確定した場合であっても、累積ポートフォリオデフォルト金額が免責金額を超過するまでは累積ポートフォリオ損失金額は発生しません(詳しくは上記「累積ポートフォリオデフォルト金額」及び「累積ポートフォリオ損失金額」の定義をご参照下さい。)

(b) 流動性補完の形態

本社債に関しては、流動性補完の措置はとられていません。

元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

本社債を購入することにはリスクが伴いますので、本社債への投資に関するリスクとメリットを評価するために必要となる経済的、ビジネス的な知識及び経験を有している洗練された投資家のみが本社債への投資に適しているといえます。本社債は元本保証されておらず、本社債の購入者は、購入した本社債の元本全額を失う潜在的なリスクにさらされることになります。本社債を購入しようとする方は、本社債への投資を決定する前に、各自の財務状況と投資目的の観点から、本説明書、特に本「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される情報を慎重に検討する必要があります。但し、本「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される事項は、本社債を購入しようとする方が注意すべき本社債の問題点を概説してはいますが、本社債について検討すべき事項の全てに言及してはおりませんので、ご注意ください。

(1) 参照組織にクレジットイベントが発生することにより利息及び元本償還額が減額されるリスク

本社債の利息は、最終償還期日、延長償還期日又は未償還元本額が零となる日(但し、償還期日、追加償還期日、繰上償還期日、延長償還期日又は最終償還期日以外の日において未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか早く到来する日(この日を含みます。)以前の各支払期日において、各本社債ごとに、当該支払期日の直前の支払期日における本社債の元本の償還後の未償還元本額(第1回の支払期日については、各本社債の額面額)に、所定の利率を乗じ、4で除して算出した金額が支払われます(但し、当該支払期日に終了する利息計算期間が3か月間でない場合は日割計算となります。詳しくは下記(フ)(2)(b)をご参照下さい。)。従って、本社債に係る元利金計算想定元本額が減少した場合(現実に金銭による元本の償還が行われたか否かを問いません。)、本社債に関して支払われる利息の金額は減少することになります。そして、累積ポートフォリオ損失金額が増加した場合には、元利金計算想定元本額は減少する関係にあり(詳しくは上記「元利金計算想定元本総額」及び「元利金計算想定元本額」の定義をご参照下さい。)、また、参照組織にクレジットイベントが発生した場合、クレジット・デフォルト・スワップ契約に従ってクレジットイベントの確定手続がなされると、デフォルト金額が確定し、累積ポートフォリオデフォルト金額が増加することになり、累積ポートフォリオデフォルト金額が免責金額を超過すると累積ポートフォリオ損失金額が増加することになります(詳しくは上記「累積ポートフォリオデフォルト金額」及び「累積ポートフォリオ損失金額」の定義をご参照下さい。)

本社債の元本は、各償還期日における部分償還額、各追加償還期日における追加部分償還額及び繰上償還期日、延長償還期日又は最終償還期日における未償還元本額相当額が償還されます(詳しくは下記(リ)をご参照下さい。)。累積ポートフォリオ損失金額が増加した場合には、これらの償還額の総額は減少する関係にあり(詳しくは上記「部分償還額」、「部分償還総額」、「追加償還額」、「追加償還総額」、「未償還元本額」及び「未償還元本総額」の定義をご参照下さい。)、前述の通り参照組織にクレジットイベントが発生した場合にクレジット・デフォルト・スワップ契約に従ってクレジットイベントの発生の確定手続がなされると累積ポートフォリオ損失金額が増加することになります。

以上より、参照組織にクレジットイベントが発生し、累積ポートフォリオデフォルト金額が免責金額を超過すると、本社債に関して支払われる利息の金額及び償還される元本の金額は減少することになり、本社債権者は損害を被ることになります。

(2) 参照組織に係るリスクの影響

上記(1)で記載した通り、参照組織に関してクレジットイベントが発生した場合には、本社債の元利金の金額が減少する可能性があり、本社債権者の本社債への投資は毀損する可能性があります。そして、参照組織の信用状況及び参照組織の参照債務の履行状況は、地域的又は全国的な経済的、政治的、財政的又は社会的事象の影響を受けることになり、従って、かかる事象が本社債の元利金の支払に不利な影響を及ぼす可能性があります。また、本社債はいかなる参照組織に対する請求権も表象しておりませんので、本社債に関して損害が発生した場合であっても、本社債権者は本社債に基づきいかなる参照組織に対しても遡求することはできません。なお、パイヤーはクレジット・デフォルト・スワップ契約において、参照組織の信用状態に関連する一定の事項について表明及び保証を行っております(詳しくは下記第二部 第12.(ロ)(3)(c)をご参照下さい。)。また、参照組織に係るクレジットイベントの発生率を保守

的に見積もった上で免責金額を設定することにより、かかるクレジットイベントの発生が本社債の元利金の支払いに影響を与えるリスクの軽減を図っています。

(3) 元本償還の時期が変動するリスク

本社債の元本は、下記(リ)記載の通り、各償還期日において部分償還額が、また各追加償還期日において追加部分償還額が、繰上償還期日において当該償還の時点における未償還元本額がそれぞれ償還されることが企図されておりますが、部分償還額は累積ポートフォリオデフォルト金額によって金額が変動することとなるため、結果的に上記(1)記載の通り参照組織にクレジットイベントが発生することにより各償還期日における部分償還額が変動することとなり(詳しくは上記「部分償還額」及び「部分償還総額」の定義をご参照下さい。)、また追加部分償還額は参照債務延滞解消事由が発生した場合に限り、生じることになります(詳しくは上記「追加部分償還額」及び「追加部分償還総額」の定義をご参照下さい。)。従いまして、参照組織及び参照債務の動向次第で本社債の元本償還の時期は変動することになります。

さらに、繰上償還事由が発生した場合には、本社債の元本は繰上償還期日において償還されることとなります。また、予定償還期日又は繰上償還期日のうちいずれか早く到来する日(この日を含みます。)までにクレジット・デフォルト・スワップ契約が終了しない場合、下記(リ)(4)記載の通り、本社債の元本のうち、かかる償還後の未償還元本総額が延長プレミアム計算想定元本相当額となるような金額の償還が留保され、延長償還期日において最終の償還がなされることとなります。かかる事由が生じた場合には、本社債の償還年限は当初企図される償還年限と大幅に異なることとなります。

(4) 責任財産が限定されていることに伴うリスク

本社債の責任財産は、発行会社の有する一定の資産である責任財産に限定されています(詳しくは下記「責任財産限定特約及び強制執行申立等の制限」をご参照下さい。)。かかる責任財産からの支払は、クレジット・デフォルト・スワップ契約その他の発行会社関連契約及び本社債要項に定める優先順位に従って行われ、本社債に基づく本社債権者の支払請求権は、下記第二部 第 13.(1)(1)(f)ないし(j)記載の通り、本社債の利息の支払については一定の費用の支払債務等に劣後し、本社債の元本の支払についてはクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づく損害補てん金額支払債務に劣後します。かかる優先順位に従って責任財産に属する資産が全て支払われた場合には、仮に発行会社が責任財産以外の資産を保有している場合であっても、本社債権者は、本社債に係る未払債務が残存するときには、当該未払債務に係る請求権を放棄したものとみなされ、発行会社に対する何らの請求権も有さないこととなります。

(5) 本社債の利率が変動金利であることに基づくリスク

本社債に付される利息金額は3ヵ月TIBOR(但し、初回の利息計算期間に関しては5ヵ月TIBOR)に連動した変動金利により計算されます。このため、3ヵ月TIBOR(但し、初回の利息計算期間に関しては5ヵ月TIBOR)が上昇すると本社債の利息の支払は増加し、3ヵ月TIBOR(但し、初回の利息計算期間に関しては5ヵ月TIBOR)が下降すると本社債の利息の支払は減少します。

(6) 関係当事者の利益相反

本社債権者、発行会社、パイヤー、定期預金口座設置金融機関、私募の取扱者その他本社債に関与し

ている当事者及び各参照組織の間には、潜在的又は顕在化している様々な利益相反の状況が存在し得ます。また、かかる当事者及び各参照組織が今後、種々の取引を行うこともあり得ます。

(7) 発行会社の破産等に伴うリスク

発行会社について、破産、会社更生、民事再生その他これに類する法的倒産手続が開始された場合、本社債権者は当該倒産手続の中で本社債の元利金を回収せざるを得ないこととなりますが、倒産手続内での回収では、本社債の元利金の回収額の大幅な減額及び本社債の元利金の回収の大幅な遅延が生じる可能性が高いと考えられます。

しかしながら、発行会社関連契約においては、相手方当事者の発行会社に対する倒産不申立条項が規定されており、かつ下記(10)記載の通り、発行会社は本社債要項において本社債に関する債務の負担、発行会社関連契約に基づく債務の負担及び担保権の設定、並びに発行会社関連契約において企図されている債務の負担以外の債務負担、担保設定等を行わないことを約束していること、さらにクレジット・デフォルト・スワップ契約において、発行会社が一定の費用を負担する場合に当該費用相当額の支払をバイヤーに対して当該費用の金額を合理的に示す資料を付した上で請求することができ、かかる請求を受けた場合、バイヤーは直ちに当該費用相当額をセラーに対して支払うことが合意されていることから、上記のようなリスクは相当程度軽減されているものと考えられます。

(8) プレミアムがプレミアム支払日に支払われないリスク及びバイヤーの破産等に伴うリスク

本社債の利払の一部は、バイヤーから支払われるプレミアムを原資とすることとなりますが、バイヤーのプレミアム支払債務については、保証又は担保は付されておりません。従って、バイヤーが、財務状況の悪化、事務手続上の事故の発生その他の理由により、プレミアム支払日におけるプレミアムの支払を行わなかった場合、本社債の利払が滞ることになり、本社債権者が損害を被る可能性があります。また、バイヤーについて、破産、民事再生その他これに類する法的倒産手続が開始された場合、発行会社は当該倒産手続の中でプレミアムを回収せざるを得ないこととなりますが、倒産手続内での回収では、プレミアムの回収額の大幅な減額及びプレミアムの回収の大幅な遅延が生じる可能性が高く、結果として、本社債の利息の大幅な減額及び利払の大幅な遅延が生じるリスクがあります。

しかしながら、クレジット・デフォルト・スワップ契約上、各プレミアム計算期間に対応するプレミアムは、各プレミアム支払日(初回のプレミアム計算日に係るプレミアム支払日は、開始日)に前払されることとされていることにより、かかるリスクは一定程度軽減されているものと考えられます。

(9) 本件定期預金の利息又は元本が所定の支払期日に支払われないリスク及び定期預金口座設置金融機関の破産等に伴うリスク

本社債の利払の一部は、定期預金口座設置金融機関から支払われる本件定期預金に係る利息を原資とすることになり、また、本社債の元本の償還は、定期預金口座設置金融機関から償還される本件定期預金に係る元本を原資とすることとなりますが、定期預金口座設置金融機関の本件定期預金に係る利息の支払債務及び元本償還債務については、保証又は担保は付されておりません。さらに発行会社口座はいずれも定期預金口座設置金融機関に設置されております。従って、定期預金口座設置金融機関が、財務状況の悪化、事務手続上の事故の発生その他の理由により、本件定期預金契約に基づく各支払期日にお

ける利息の支払又は元本の償還を行わなかった場合、本社債権の利払又は元本償還が滞ることになり、本社債権者が損害を被ることになります。また、定期預金口座設置金融機関について、破産、会社更生、民事再生その他これに類する法的倒産手続が開始された場合、発行会社は当該倒産手続の中で本件定期預金に係る利息及び元本並びに発行会社口座に預金されている金銭を回収せざるを得ないこととなりますが、倒産手続内での回収では、かかる利息及び元本の回収額の大幅な減額及びかかる利息及び元本の回収の大幅な遅延が生じる可能性が高く、結果として、本社債の利息及び元本の大幅な減額並びに利払及び元本償還の大幅な遅延が生じるリスクがあります。

しかしながら、定期預金口座設置金融機関が適格金融機関でなくなった場合には、発行会社は、30日以内に、当該発行会社口座を別の適格金融機関に移転することとされており、仮に30日以内に、当該発行会社口座が別の適格金融機関に移転されなかった場合、かかる日の属するプレミアム計算期間の末日の翌々月(当該末日が月末に当たらない場合は、当該末日の翌月)23日が繰上償還期日となるとされていますので、これにより上記のようなリスクは一定程度軽減されています。また、クレジット・デフォルト・スワップ契約において、定期預金口座設置金融機関が適格金融機関の要件を満たさなくなった場合に、当該預金が適格金融機関の要件を満たす新たな金融機関の預金口座(かかる預金口座における発行会社名義の預金を本(9)において以下「新預金」といいます。)に移転された場合、発行会社は本件定期預金(但し、あるプレミアム計算調整期間において本(9)に記載する預金の移転が複数回行われた場合には、当該プレミアム計算調整期間の当初において設定されている発行会社名義の定期預金)が満期まで継続していたら受領していたであろう利息相当額から本件定期預金及び新預金に関して実際に受領する利息相当額を控除した金額の支払をパイヤーに対して、当該金額を合理的に示す資料を付した上で請求することができ、かかる請求を受けた場合、パイヤーは直ちに当該金額を発行会社に対して支払うことが合意されていることから、本件定期預金を移転することによって発行会社が受け取ることのできる預金利息が減額するために本社債の利息の原資が不足するリスクは一定程度軽減されています。

(10) 発行会社による本社債以外の債務負担又は第2回以降の社債の発行による本社債権者への影響

発行会社は、本社債要項において、本社債に関する債務の負担、発行会社関連契約に基づく債務の負担及び担保権の設定、並びに発行会社関連契約において企図されている債務の負担及び担保権の設定のほか、本社債の償還のために必要な場合を除き、責任財産について譲渡もしくは担保の提供その他の処分、第三者の債務についての担保の提供もしくは保証債務の負担、又は借入その他の債務負担行為を行わないこと、及び本社債以外の社債の発行を行わないことを約束しており、仮にかかる約束の不履行又は不遵守が社債管理会社の指定する期間内になお治癒されない場合(社債管理会社が書面により、本社債権者の利益に重大な影響を及ぼさないと認めた場合は除きます。)、期限の利益喪失事由となります。従って、発行会社が本社債以外の債務を負担すること又は発行会社が第2回以降の社債を発行することにより、本社債権者に影響を与えるリスクは低いものと考えられます。

(11) 元利金の支払に係る公租公課に関するリスク

本社債の元利金の支払は、原則として、所得税法(昭和40年法律第33号)第212条第3項及び同法第213条に基づき、所得税等の源泉徴収の対象となりますが、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第8条に基づき、同法施行令(昭和32年政令第43号)第3条の3第1項に定める金融機関が支払を受ける場

合は、源泉徴収されることなく、その他公租公課を負担しないこととされております。もっとも、日本の税制の変更により本社債の元利金の支払につきかかる公租公課が課される可能性があります。

この場合、本社債の元利金に関する純受取額が減少することになりますが、発行会社はそのような税制の変更の動向について認識していません。

(12) 私募に関するリスク

本社債は、証券取引法第2条第3項第2号イに規定される方法によって、証券取引法第4条第1項の規定による届出義務のない私募により、証券取引法第2条第3項第1号及び証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第4条に定義される適格機関投資家のみによる取得の申込の勧誘が行われ、下記第二部第34.に記載の通り、本社債を取得した者は本社債を適格機関投資家以外の者に譲渡することができません。この点で本社債の流通性は制限されております。

(13) 本社債の流通性に伴うリスク

本社債に関する流通市場は整備されておられません。本社債が流通市場においてどのような方法で取引されるかを示す十分な前例はありません。また、今後かかる流通市場が整備される保証もありません。仮に本社債類似の社債に関する流通市場が整備されたとしても、本社債がその流通市場において流動性を有するとは限りません。従って、本社債を売却する際には買い手が限られることが予想され、本社債の売却価格に悪影響を与える可能性があり、又は売却自体が不可能もしくは困難となるリスクがあります。

(14) 本社債の価格変動に関するリスク

本社債の価格は、発行会社、パイヤー、定期預金口座設置金融機関、参照組織及び参照債務に係る関係法人等の財務状況及び信用状況並びにそれらに対する外部評価の変化(例えば格付機関による格付の変更)、市場金利の変動、流通市場での需要動向その他市場を取り巻く様々な要因により影響を受け、上下しますので、上記(1)記載の累積ポートフォリオ損失金額の増加が生じていない場合であっても、本社債が時価評価の対象とされている場合には償還期日前においても評価損を被り、また、本社債を償還期日前に売却する場合には投資元本を割り込む可能性があります。

(15) 発行会社の株主が有限責任中間法人であることに関するリスク

発行会社の全ての株式(以下「本株式」といいます。)は本中間法人が保有しております。本中間法人が、本株式を保有していることに関連するリスクとしては、本中間法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、本株式が本中間法人から発行会社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡される結果、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスク、本中間法人の理事の不適切な業務執行により、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスク、及び、本中間法人の社員の不適切な社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスクがありますが、以下の理由から、いずれについてもかかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないと発行会社は考えています(なお、本中間法人が他の特定目的会社の特定持分や株式会社の株式等を保有・取得することから生じるリスクについては下記(16)をご参照下さい。)。

- (a) 本中間法人は、発行会社及び社債管理会社に対して、本中間法人が本株式を譲り受けた後、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本中間法人が倒産しない限りは、本株式が本中間法人から移転する可能性は低いと発行会社は考えています。但し、本中間法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本株式は譲渡されることが考えられます。この場合、本株式の譲受人により、発行会社の取締役の解任権及び選任権を含む株主の権利が行使され、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、以下のとおり、本社債の最終償還期日までに本中間法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと発行会社は考えています。

まず、本中間法人の倒産原因発生回避のための措置として、本中間法人及び本中間法人との間の平成 17 年 6 月 9 日付業務委託契約書(以下「業務委託契約」といいます。)に基づき本中間法人に関する業務の管理及び運営を受託している東京共同会計事務所(以下「業務受託者」といいます。)の表明保証によれば、本中間法人が発行会社の株式を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務(業務受託者に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。)を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て指定格付機関が定める適格基準を満たす口座(以下「適格預金口座」といいます。)に預金されています。また、本中間法人が今後、借入その他の債務(追加的な特定持分又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、有限会社その他の法人の株式、出資その他の持分(以下「株式等」といいます。))の取得を行う際の取得対価の支払債務を含みます。)を負担する場合、社員総会における総社員の同意による決議が必要とされています。また、本中間法人及び業務受託者は、発行会社及び社債管理会社に対して、本中間法人をして、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ(本社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。)のある債務負担行為(債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。)をせず、また、させないことを誓約しています。本中間法人の基金については定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本中間法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本中間法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本中間法人及び業務受託者が上記誓約を遵守する限りにおいては、本中間法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が本社債の最終償還期日までに発生する可能性は低いと発行会社は考えています。また、有限責任中間法人の基金拠出者に対する基金返還債務は、会計上、有限責任中間法人の負債とみなされず資本とみなされますので、上記本中間法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本中間法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本中間法人及び業務受託者が上記誓約を遵守する限りにおいては、本社債の最終償還期日までに本中間法人が債務超過となる可能性は高くないと発行会社は考えています。本中間法人の社員が上記社員権を不適切に行使したり、本中間法人及び業務受託者が上記誓約を遵守しない実際上の可能性は低いと発行会社は考えています。

また、本中間法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本中間法人に破産手続開始原因その他これに類する法的倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である東京共同会計事務所は基金拠出申込書において本中間法人に対する破産手続、民事再生手続その他そのいずれかに類する手続の開始の申立をすることができないことを承認しており、本中間法人自身は本中間法

人及び業務受託者が連名で発行会社及び社債管理会社に対し提出する平成 17 年 6 月 9 日付誓約書において本社債の全額が償還されるまで本中間法人の破産手続開始、民事再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続の申立をしないことを約束しており、本中間法人の社員は本中間法人の各社員が連名で発行会社及び社債管理会社に対し提出する平成 17 年 6 月 9 日付誓約書において本社債の元本及び利息の金額が支払われた後 1 年と 1 日が経過するまでの間、破産手続開始申立及び民事再生手続開始申立その他これに類する一切の手続開始の申立をしないことを誓約しており、また、本中間法人の理事は平成 17 年 4 月 18 日付破産手続開始等申立権不行使誓約書において破産手続開始申立及び民事再生手続開始申立その他これに類する一切の手続開始の申立をしないことを誓約しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱が存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を行使しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本中間法人に対して、基金返還請求権者である東京共同会計事務所、本中間法人自身、その社員及び理事から倒産手続開始の申立がなされる現実的な可能性は高くないと発行会社は考えています。更に、本中間法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を取っています。中間法人法第 81 条に定める解散事由のうち、有限責任中間法人に特有な解散事由として社員が一人となった場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本中間法人の当初の社員を三人とし、欠員が生じた場合、本中間法人の業務受託者が社員の派遣を行うことを業務委託契約において定めています。さらに、中間法人法第 82 条において、解散後に新たに社員を加入させて法人を継続することが認められていることから、社員が一人となったことで本中間法人が解散しかつ継続されない可能性は低いものと発行会社は考えています。なお、その他の解散事由(()定款に定めた事由の発生、()社員総会の決議、()合併、()破産手続開始の決定及び()解散を命じる裁判)についても、該当する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

- (b) 本中間法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本中間法人の理事の業務執行の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本中間法人は、発行会社及び社債管理会社に対して、発行会社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続の申立及び解散決議を行わないこと(但し、この約束の効力については前述のとおり判例等による確立した取扱が存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。)、並びに発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ(本社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。)のある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任、その他発行会社の業務執行又は債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また発行会社の取締役をして行わしめないことを約束しており、かつ理事は中立かつ信用のある者であると発行会社は考えていますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。また、本中間法人の定款において、理事の欠格事由を定め、典型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除してあります。
- (c) 本中間法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利を行使することにより、本中間

法人の運営を管理することができるとともに、本中間法人が株主である発行会社の取締役の解任権及び選任権を含む株主の権利を、間接的に行使することができるので、本中間法人の社員の権利行使の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、当初の社員は中立かつ信用のある者であると発行会社は考えており、また、本中間法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、総社員の同意を得ることが必要と定めていることから、本中間法人の社員による権利行使が発行会社の運営に悪影響を及ぼす実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

(16) 本中間法人が他の特定目的会社の特定持分や株式会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本中間法人は、現在、本株式以外の特定目的会社の特定持分又は株式会社の株式等を保有しておりませんが、将来、他の特定目的会社の特定持分又は株式会社の株式等を取得し、当該特定目的会社又は株式会社等が特定社債もしくは社債を発行し又は借入を行った場合、本中間法人がかかる特定持分又は株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けておらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、かかる特定目的会社が発行した特定社債又は株式会社が発行した社債や借入債務がデフォルトし、その特定持分又は株式等の価値が毀損したときには、本中間法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本中間法人は支払不能に陥る可能性があります。しかし、本中間法人及び業務受託者は、かかる追加的な特定持分又は株式等の取得をする場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために必要十分な金額の基金の拠出を受け、その基金を適格預金口座で管理し、かつ、かかる特定持分又は株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを指定格付機関に確認することを約束していますので、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本中間法人が将来、他の特定持分又は株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えています。

(17) 参照組織及び参照債務の精査に関するリスク

参照組織及び参照債務の適格性について、公認会計士等その他の第三者による精査が行われたわけではありません。もっとも、パイヤーは、下記第二部 第 1 2.(ロ)(3)(c)に記載のとおり、クレジット・デフォルト・スワップ契約において、参照組織及び参照債務に関する表明及び保証を行っております。

責任財産限定特約及び強制執行申立等の制限

- (1) 本説明書の他の記載にかかわらず、発行会社による本社債に基づく元利金その他の債務の支払は、責任財産のみを引当として、その範囲内において、かつ本社債要項及び発行会社関連契約の規定に従って充当される限度においてのみ行われ、発行会社の有する他の資産には一切及ばないものとし、本社債権者はこれを異議なく承認するものとし、
- (2) 本社債権者は、本社債要項に基づき発行会社に対して取得する債権の満足を図るため、責任財産以外の発行会社のいかなる資産についても差押、仮差押もしくはその他の強制執行手続の開始又は保全命令の申立を行わないものとし、かかる申立を行う権利を本社債要項において放棄するものとし、
- (3) 発行会社による本社債権者に対する責任財産からの債務の履行は、下記第二部 第 1 3.(イ)(1)(f)ないし

- (j)その他本社債要項の規定及び発行会社関連契約に定める方法及び順序に従い行われるものとします。本社債権者は、責任財産が全て換価処分され、本社債要項及び発行会社関連契約に従って分配された場合において、本社債に係る未払債務が残存するときには、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされ、当該請求権は消滅します。
- (4) 本社債権者は、本社債が償還されてから1年と1日が経過するまでの間は、発行会社の解散もしくは清算に関する申立、又は発行会社について、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社整理開始の申立、もしくはこれらに類似する一切の手続開始の申立を行わないものとします。
- (5) 上記(1)ないし(4)の内容は、本社債の未償還元本額が零となり、又は本社債に基づく発行会社の一切の債務の支払が行われた(もしくは免除された)後においても引き続き効力を有するものとします。

期限の利益喪失事由

- (1) 発行会社は、発行会社について以下に記載する事由のいずれかが発生した場合には、本社債の全額につき何らの手続を要することなく当然に期限の利益を喪失します。
- (a) 発行会社が、本社債要項に従い行うことを要する利息の支払又は元本の償還を怠り、かかる不履行が14日間継続した場合。
- (b) 上記(a)の場合を除くほか、発行会社が、本社債(本社債要項を含みます。)に規定した重要な約束又は合意の履行又は遵守を怠り、かつ当該不履行又は不遵守が治癒可能な場合に、社債管理会社の指定する期間内になお当該不履行又は不遵守が治癒されない場合。但し、この場合において、社債管理会社が書面により、本社債権者の利益に重大な影響を及ぼさないと認めた場合は除きます。
- (c) 発行会社について、支払の停止又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社整理開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合(但し、当該申立が第三者の権利濫用に基づくものである等本社債の元利金の支払に悪影響を及ぼすものでないことが社債管理会社において確認された場合にはこの限りではありません。)
- (d) 発行会社が、責任財産の全部又は一部について、強制執行もしくは保全処分の申立を受け、又は滞納処分としての差押を受け、かつ当該強制執行もしくは保全処分の申立又は滞納処分としての差押が30日以内に取消されない場合。
- (e) 発行会社について、解散の決議がなされた場合、又は解散命令が下された場合。
- (2) 本「期限の利益喪失事由」により発行会社が本社債について期限の利益を喪失した場合は、本社債は直ちに償還されるものとし、各本社債につき、その未償還元本額及びかかる未償還元本額につき直前の利息支払が行われた日の翌日からかかる元本が全額実際に支払われる日までの実日数につき、期限の利益喪失事由発生日の直前の支払期日を初日とする利息計算期間に係る下記(ト)に定める利率により1年を365日とする日割計算により算出された経過利息(1円未満の端数は切り捨てます。)が支払われます。
- (3) 本社債について期限の利益喪失事由が発生した場合又は時間の経過により期限の利益喪失事由となるべき事態が発生した場合には、発行会社は、かかる事由又は事態の発生を認識した後直ちにこれを書面により社債管理会社に通知し、社債管理会社は、遅滞なくその旨を下記(レ)(2)の規定に従い公告するものとします。
- (4) 本「期限の利益喪失事由」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とします。

本社債の地位

本社債(利息を含みます。)は、本社債要項に従って強制執行可能な発行会社の有効な、法的拘束力のあ
る、直接、取消不能、無担保かつ非劣後の債務であり、本社債それぞれの相互の間において優先又は劣後す
ることなく、同順位です。

発行会社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債以外の現在又は将来の債務を担保するために、発
行会社の収入、財産もしくは資産の全部もしくは一部に抵当権、質権その他の担保を設定せず、またこれを
実現せしめないものとします。

本社債に関する格付

本社債は、R&I より最終償還期日までに本社債の元本が全額支払われ、期日通りに本社債の利息が支払わ
れる可能性について AAA 格を、Moody s より最終償還期日までに投資家が被りうる期待損失に関して Aaa 格
の格付をそれぞれ取得予定です。なお、本社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適
格性に関するコメントでないのと同様に、如何なる証券の買い、保持、売りを推奨するものでもありませ
ん。

(ハ) 券面総額

178 億円

(ニ) 本社債の金額

1 億円的一种とし、その分割又は併合は行いません。

(ホ) 発行価額の総額

178 億円

(ハ) 発行価格

発行価格は額面 100 円につき金 100 円です。

(ト) 利 率

3 ヶ月 TIBOR + 0.17% (但し、初回の利息計算期間に関しては 5 ヶ月 TIBOR + 0.17%)

(フ) 利払日及び利息支払の方法

(1) 元利金支払事務取扱者

(a) 本社債の元利金支払事務取扱者及び元利金支払場所は、以下の通りとします。

株式会社ユーエフジェイ銀行 東京営業部

(b) 発行会社は、随時、元利金支払事務取扱者の指定を変更し、又はこれを解除することができます。

この場合、発行会社は、あらかじめその旨を元利金支払事務取扱者に通知し、また下記(レ)(2)に従
いその旨を公告するものとします。

(2) 利払日及び利息支払の方法

- (a) 本社債の利息は、発行日である平成 17 年 6 月 30 日の翌日から、最終償還期日、延長償還期日又は未償還元本額が零となる日(但し、償還期日、追加償還期日、繰上償還期日、延長償還期日又は最終償還期日以外の日において未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか最も早く到来する日までこれを付し、最終の支払期日以前の各支払期日において下記(b)に定めるところに従って支払われます。
- (b) 最終償還期日、延長償還期日又は未償還元本額が零となる日(但し、償還期日、追加償還期日、繰上償還期日、延長償還期日又は最終償還期日以外の日において未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか早く到来する日(この日を含みます。)以前の各支払期日において、発行会社は、各本社債ごとに、当該支払期日の直前の支払期日における本社債の元本の償還後の未償還元本額(第 1 回の支払期日については、各本社債の額面額)に、上記(ト)に記載する利率を乗じ、4 で除して算出した金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)を支払います。但し、当該支払期日に終了する利息計算期間が 3 か月間でない場合(但し、下記(d)に基づき本社債の利息の支払が繰下げられることによって 3 か月でなくなる場合を除きます。)は、当該支払期日において、発行会社は、各本社債ごとに、当該支払期日の直前の支払期日における本社債の元本の償還後の未償還元本額(第 1 回の支払期日については、各本社債の額面額)に、上記(ト)に記載する利率を乗じ、当該利息計算期間の実日数につき 1 年を 365 日とする日割計算により算出した金額(1 円未満の端数は切り捨てます。)を支払います。
- (c) 発行会社は、社債管理会社に本社債の利率確認事務を委託し、各支払期日の直前の支払期日の 3 営業日前の日(初回の支払期日については払込期日の 2 営業日前の日)に当該支払期日に支払われる本社債の利息に適用される金利を確認します。
- (d) 支払期日が営業日でない場合には、発行会社は、本社債の利息の支払を当該支払期日の翌営業日に繰り下げて行うものとします。この場合、かかる本社債の利息の支払の繰下げにかかわらず利息の調整は行わないものとします。
- (e) 本社債の利息は、最終償還期日、延長償還期日又は未償還元本額が零となる日(但し、償還期日、追加償還期日、繰上償還期日、延長償還期日又は最終償還期日以外の日において未償還元本額が零となった場合はかかる日の直後の支払期日)のうちいずれか最も早く到来する日の翌日以降はこれを付しません。
- (f) なお、上記(ロ)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(1)に記載の通り、本社債に係る利息は、参照組織にクレジットイベントが発生することにより減少し得る関係にあります。が、参照組織の内容については、下記第二部 第 1 2.(ロ)(3)(c)をご参照下さい。

(リ) 償還期限及び償還の方法

- (1) 発行会社は、各償還期日において、各本社債の元本の一部又は全部を償還します。この場合における償還金額は、当該償還期日に係る部分償還額とします。但し、予定償還期日における償還金額は、当該償還の時点における未償還元本額とします。

- (2) 各追加償還期日に関して参照債務延滞解消事由が発生した場合、発行会社は、当該追加償還期日において、各本社債の元本の一部又は全部を償還します。この場合における償還金額は、当該追加償還期日に係る追加部分償還額とします。
- (3) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、以下の各事由(以下「繰上償還事由」といいます。)が発生した場合には、繰上償還事由が発生した日の属するプレミアム計算期間の末日の翌々月(当該末日が月末に当たらない場合は、当該末日の翌月)23日(但し、下記第二部 1 2.(ロ)(3)(e)(ii)a.に記載する解除事由が発生した場合においてはその7営業日後の日)(以下「繰上償還期日」といいます。)において、発行会社は、当該償還の時点における未償還元本額をもって各本社債を償還するものとします。
- (a) 解除事由発生日が到来した場合。
- (b) 定期預金口座設置金融機関が適格金融機関の要件を満たさなくなった場合において、定期預金口座設置金融機関に預けられていた発行会社名義の定期預金が30日以内に適格金融機関の要件を満たす新たな金融機関の預金口座に移転されなかった場合。
- (4) 予定償還期日又は繰上償還期日のうちいずれか早く到来する日(この日を含みます。)までにクレジット・デフォルト・スワップ契約が終了しない場合、上記(1)ないし(3)の規定にかかわらず、当該日における本社債の償還のうち、かかる償還後の未償還元本総額が延長プレミアム計算想定元本相当額となるような金額の償還を留保するものとします。この場合、クレジット・デフォルト・スワップ契約が終了する日である延長償還期日において、未償還元本額が零となっていない場合には、発行会社は、本社債について、その未償還元本額相当額を償還します。
- (5) 最終償還期日において、未償還元本額が零となっていない場合には、発行会社は、本社債について、その未償還元本額相当額を償還します。
- (6) 償還期日、追加償還期日、繰上償還期日、延長償還期日又は最終償還期日が営業日でない場合には、発行会社は、本社債の元本の償還を当該日の翌営業日に繰り下げて行うものとします。
- (7) 発行会社は、上記(1)ないし(6)の規定に従った本社債の償還が行われる場合には、各支払期日の22日前の日までに、本社債の償還金額及び償還がなされる日を社債管理会社に対し通知するものとします。発行会社は、繰上償還事由が発生した場合には、速やかにその旨を社債管理会社に対し通知するものとし、また、かかる通知の後遅滞なく、かかる内容について下記(イ)(2)に従い公告し又は社債管理会社をして公告せしめるものとします。
- (8) 上記(1)ないし(6)の規定に従った元本の償還が行われることなしに未償還元本額を減少させる事由が生じた場合には、当該時点において、当該減少した金額について本社債の元本が償還されたものとみなし、当該時点以降、本社債の社債権者は、当該金額について元本の償還を請求する権利を有しないものとします(但し、上記(イ)(2)(b)に基づく利息については、当該支払期日の直前の支払期日における本社債の元本の償還後の未償還元本額(第1回の支払期日については、本社債の額面総額)を用いて上記

(f)(2)(b)に記載される計算を行うものとし、当該利息の支払がなされるべき支払期日の直前の支払期日(第1回の支払期日については、発行日)から当該支払期日までの期間中に未償還元本額を減少させる事由が生じた場合であっても、利息額の減額は行わないものとします。)。発行会社は、かかる事由が発生した場合には、遅滞なく、その旨及び減少後の未償還元本額を社債管理会社に対し通知するものとします。

(9) 未償還元本額が零となった場合においては、本社債は全額償還されたものとみなし、本社債の社債権者は、発行会社に対し本社債の元本の償還を請求する権利を有さず、また、その後の期間に関する利息その他の金額を請求する権利を有するものではありません。

(10) なお、上記(ロ)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(1)に記載の通り、本社債に係る元本は、参照組織にクレジットイベントが発生することにより減少し得る関係にあります。参照組織の内容については、下記第二部 第12.(ロ)(3)(c)をご参照下さい。

(ヌ) 本社債の私募の取扱い等の概要

平成17年6月14日付で締結される本社債に関する私募の取扱契約に規定される条項に従い、私募の取扱者が本社債の全額につきその私募の取扱いを行います。

本社債の取得の申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号及び証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第4条に定義される適格機関投資家に限定して行われます。

(ル) 申込証拠金

該当事項はありません。

(レ) 申込期間及び申込取扱場所

(1) 申込期間

平成17年6月14日

(2) 申込取扱場所

A株式会社 及び B株式会社

(ロ) 払込期日及び払込取扱場所

(1) 払込期日

平成17年6月30日

(2) 払込取扱場所

株式会社ユーエフジェイ銀行 東京営業部

(カ) 引受け等の概要

該当事項はありません。

(3) 社債管理会社

- (1) 本社債の社債管理会社は UFJ 銀行とします。社債管理会社は、本社債権者のために、本社債の元金及び利息の支払を受け、又は本社債に基づく本社債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。社債管理会社がかかる裁判上又は裁判外の行為をなすために要する費用については、全て発行会社の負担とします。
- (2) 社債管理会社は、社債管理委託契約に従い、本社債要項に定める社債管理会社の職務を行います。
- (3) 社債管理会社は、本社債権者のために公平かつ誠実に本社債要項及び社債管理委託契約に定める社債管理会社の権限を行使します。
- (4) 社債管理会社は、本社債権者に対し善良なる管理者の注意をもって本社債要項及び社債管理委託契約に定める社債管理会社の権限を行使します。
- (5) 社債管理会社が本社債要項及び社債管理委託契約に定める社債管理会社の職務を果たし得ず、商法その他の適用ある法令の規定に従って辞任する場合(但し、商法第 312 条第 3 項(又は同条項と同旨の条項)の規定に基づき辞任する場合を除きます。)、社債管理会社は、あらかじめ発行会社及び社債権者集会の同意を得て、新たな社債管理会社を選任し、発行会社に代わって、その旨を公告するものとします。また、発行会社又は社債権者集会が商法その他の適用ある法令の規定に従って社債管理会社の解任を決定し、その旨を裁判所に請求し、裁判所がこれを解任した場合には、発行会社は商法その他の適用ある法令に従って新たに社債管理会社を選任し、その旨を公告するものとします。但し、後任の社債管理会社を選任されるまで、法令上認められる範囲で引き続き従前の社債管理会社が社債管理委託契約上の社債管理会社の事務を継続して行うものとします。新たに選任された社債管理会社についても、以上と同様とします。

(ク) 登録機関に関する事項

- (1) 本社債の登録機関は、UFJ 銀行とします。
- (2) 本社債権者はいつでも社債等登録法(昭和 17 年法律第 11 号)の規定に従ってその保有する本社債を登録することができます。
- (3) 本社債の社債等登録法施行令第 37 条の規定による登録の費用は発行会社の負担とし、その他の場合の本社債の登録の費用はこれを請求する者の負担とします。登録債の登録抹消による本社債券の調製及び交付に要する費用(印紙税を含みます。)は、これを請求する者の負担とします。

(レ) その他

(1) 社債権者集会

- (a) 本社債に係る社債権者集会は、東京都において開催されるものとします。
- (b) 社債権者集会のための合理的な範囲の費用は、法律上必要な範囲で、発行会社が負担するものとします。
- (c) 社債権者集会は、発行会社又は社債管理会社がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがない限り、会日より少なくとも 3 週間前までに開催の旨及び会議の目的たる事項を下記(2)の規定に従い公告します。
- (d) 本社債の未償還額面総額の 10 分の 1 以上にあたる本社債権者は、本社債券(登録債の場合は、登録機関の発行した本社債の登録内容証明書)を供託した上、共同又は単独で会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社に提出し、本社債につき社債権者集会の招集を請求することができます。但し、立法又は法令の改正もしくは廃止により、適用ある法令に基づく社債権者による社債権者集会招集の請求手続が変更された場合には、かかる変更後の手続によるものとします。

(2) 公告の方法

本社債に関して本社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、東京都で発行される 1 種以上の日刊新聞紙にこれを掲載する方法によりこれを行うものとします。但し、本社債要項の条項に基づき要求される公告は、社債管理会社が本社債権者の利益保護のために必要でないのみならず場合はこれを行う必要がないものとします。また、発行会社又は社債管理会社が、公告を行うことに代えて全ての本社債権者に対し直接に通知を行う場合には、本社債要項に基づく公告を行う必要がないものとします。本社債権者に対するかかる直接の通知は、発行会社及び社債管理会社が合理的かつ適当と考える方法により行うものとし、合理的な宛先への発送をもってかかる通知が行われたものとみなすことができるものとします。なお、本社債に関する公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とします。

2. 手取金の使途

発行会社は、本社債の発行手取金を、本件定期預金契約に基づき定期預金口座設置金融機関に本件定期預金として預け入れるものとします。

第二部 管理資産等情報

第1 管理資産等の状況

1. 概況

(イ) 管理資産等に係る法制度の概要

発行会社の義務・責任等に関しては、破産法、民事再生法及び会社更生法等の適用ある倒産処理法の適用を受けます。また、社債を発行するにあたっては商法及び証券取引法の適用を受けます。

管理資産等である本件定期預金を基礎づける本件定期預金契約の準拠法は日本法であり、民法及び商法の他、銀行法、預金保険法等の適用を受けます。本件定期預金契約に起因し又はこれに関連する全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることが合意されています。

管理資産等であるプレミアム請求権を基礎づけるクレジット・デフォルト・スワップ契約の準拠法は日本法であり、同契約に起因し又はこれに関連する全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることが合意されています。

(ロ) 管理資産等の基本的性格

管理資産等である本件定期預金は、定期預金口座設置金融機関に対する定期預金に係る元利金の支払請求権として構成されます。

管理資産等であるプレミアム請求権は、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づくプレミアムの支払請求権として構成されます。詳しくは下記2.(ロ)をご参照下さい。

(ハ) 管理資産等の沿革

管理資産等である本件定期預金は、本件定期預金契約に基づき、定期預金口座設置金融機関に預け入れられます。

管理資産等であるプレミアム請求権は、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき、パイヤーに対する債権として発生します。

(ニ) 管理資産等の関係法人

管理資産等である本件定期預金の預入先は、定期預金口座設置金融機関たる UFJ 銀行です。UFJ 銀行の詳細に関しては、下記第三部 第2 (二)2.をご参照下さい。

管理資産等たるプレミアム請求権を基礎づけるクレジット・デフォルト・スワップ契約におけるパイヤーは中小企業金融公庫です。中小企業金融公庫の詳細に関しては、下記第三部 第2 (二)1.をご参照下さい。

発行会社名義の口座の管理については、事務委任契約に基づき事務受託者たる東京共同会計事務所が行います。

2. 管理資産等を構成する資産の概要

(1) 本件定期預金

(1) 本件定期預金に係る法制度の概要

管理資産等である本件定期預金を基礎づける本件定期預金契約の締結及び私法上の効力に関しては、民法及び商法の他、銀行法、預金保険法の適用を受けます。

本件定期預金に関する定期預金口座設置金融機関に対する法的整理・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、会社更生法(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成 8 年法律第 95 号)に基づき定期預金口座設置金融機関に適用ある特例を含みます。)、商法及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、経済的窮境にある債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする民事再生手続を規定する法律です。会社更生法は、株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とする裁判上の会社更生手続を規定する法律です。会社整理及び特別清算の場合、商法中の当該手続を定める条項が適用されます。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。

(2) 本件定期預金の原保有者の事業の概要

該当事項はありません。

(3) 本件定期預金の内容

(a) 元 本

17,800,000,000 円

(b) 預 入 日

平成 17 年 6 月 30 日

(c) 満 期 日

平成 22 年 11 月 23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)の前営業日

(d) 利 率

初回の本件定期預金利息計算期間については、5 ヶ月 TIBOR - 0.05%(パーセント表示で小数第 4 位まで算出し、小数第 4 位以下を切り捨てるものとします。)とし、2 回目以降の本件定期預金利息計算期間については、3 ヶ月 TIBOR - 0.05%(パーセント表示で小数第 4 位まで算出し、小数第 4 位以下を切り捨てるものとします。)とします。但し、上記の計算の結果当該本件定期預金利息計算期間に適用される 3 ヶ月 TIBOR(初回の本件定期預金利息計算期間については 5 ヶ月 TIBOR)が、当該本件定期預金利息計算期間に係る利率基準日における預入銀行の普通預金金利を下回るときは、当該利率基準日における預入銀行の普通預金金利を適用します。

(e) 利息及び元本の支払方法

(i) 利息の支払

- a. 預入銀行は、各本件定期預金利息支払期日の前日を末日とする本件定期預金利息計算期間に係る利率基準日後速やかに当該本件定期預金利息計算期間に発生する本件定期預金に関する利息金額を計算し、当該利率基準日後速やかに発行会社にかかる利息金額を通知した

上で、当該本件定期預金利息支払期日に利息支払口座へ入金することによりこれを発行会社に対して支払います。

- b. 各本件定期預金利息支払期日に支払われる定期預金に関する利息は、直前の本件定期預金利息支払期日(初回の本件定期預金利息計算期間に関しては預入日)における本件定期預金の残高(かかる直前の本件定期預金利息支払期日に本件定期預金契約に基づき本件定期預金の一部の中途解約がなされた場合は、かかる中途解約後の本件定期預金の残高とします。)に、本件定期預金利息支払期日の前日を末日とする本件定期預金利息計算期間の実日数及び当該本件定期預金利息計算期間に適用される上記(d)に記載する利率を乗じ、365で除すことにより計算します。なお、付利単位は1円とし、前記の計算により1円未満の額が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。但し、本件定期預金契約に基づき本件定期預金の全額又は一部が中途解約が行われた場合(但し、解約日が本件定期預金利息支払期日である場合を除きます。)において、中途解約された本件定期預金の元金に対する利息は下記c.に従い支払われます。
- c. 本件定期預金契約に基づき本件定期預金の全額又は一部が中途解約された場合において、解約日に中途解約された本件定期預金の元金に関して支払われる利息は、かかる中途解約された本件定期預金の元金に、直前の本件定期預金利息支払期日(初回の利息計算時は預入日)から当該解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)及び下記d.において計算される利率を乗じ、365で除すことにより計算します。なお、付利単位は1円とし、前記の計算により1円未満の額が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。この場合、預入銀行は、当該解約日にかかる利息を利息支払口座へ入金することによりこれを発行会社に対して支払います。但し、解約日が本件定期預金利息支払期日となる場合、本c.の記載内容は適用されず、中途解約された元金に係る利息は上記b.に従い支払われます。
- d. 上記c.の計算において適用される利率は、次の及びの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切り捨てます。但し、の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%)のうち、いずれか低い利率とします。

解約日における預入銀行の普通預金の利率

約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数) ÷ 預入日数

なお、上記「基準利率」とは、解約日に本件定期預金の元金を直後に到来する本件定期預金利息支払期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される預入銀行の自由金利型定期預金(大口定期)の店頭表示金利をいいます。

(ii)元本の支払

- a. 預入銀行は、満期日に本件定期預金口座から元本償還口座へ本件定期預金の元金全額を入金することによりこれを発行会社に対して払い戻します。
- b. 発行会社が請求した場合、預入銀行は本件定期預金の満期日前にその全額又は一部の解約(但し、各本件定期預金利息支払期日以外の日は全額の解約のみ)に応じるものとします。

本件定期預金契約に基づき本件定期預金の中途解約を行う場合、発行会社は、解約日の2営業日前までに預入銀行に書面によりその旨を通知し、当該解約日までに届出の印章により記名押印した預入銀行所定の払戻請求書及び定期預金通帳を提出するものとします。この場合、預入銀行は、解約日に本件定期預金口座から元本償還口座へ当該中途解約に係る本件定期預金の元金を入金することによりこれを発行会社に対して支払います。また、本件定期預金契約に基づき本件定期預金の一部のみが解約される場合においては、預入銀行は解約日に発行会社に対して定期預金通帳を返還するものとします。

- c. 上記 a.及び b.に従い、本件定期預金が全額払い戻された以降は、本件定期預金契約により本件定期預金及び本件定期預金口座は継続されないものとします。

(f) 本件定期預金契約の終了等

(i) 預入銀行が他の会社と合併し又はその他の方法で統合された場合は、法的に有効であることを前提として、合併後又は統合後の会社を本契約における預入銀行の後継者とします。この場合、預入銀行はかかる後継者に本契約に基づく一切の債務を承継させるものとします。

(ii) 預入銀行が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立をし、又は預入銀行の株主総会が解散(合併の場合を除きます。)の決議を行ったとき又は預入銀行が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続その他これらに類似する倒産手続の開始決定、又は会社整理開始もしくは特別清算開始の命令を受けたとき、発行会社は、預入銀行に通知をすることにより本件定期預金契約を終了することができます。かかる場合には、預入銀行は、本件定期預金契約終了後遅滞なく、本件定期預金契約の終了による損失の補償を求めることなく、本件定期預金の元金残高がを超える場合には10百万円及び10百万円に付される利息、10百万円を下回る場合は本件定期預金の元金残高及び本件定期預金の元金残高に付される利息の支払を発行会社に対して行うものとします。なお、本(ii)の規定は、本件定期預金の元金残高が10百万円を超える場合における元金残高及び元金残高に付される利息から10百万円及び10百万円に付される利息を控除した部分について、預入銀行の支払義務を免除するものではありません。また、本(ii)において付される利息の本件定期預金利息計算期間は直前の本件定期預金利息支払期日から本(ii)に基づき本件定期預金契約が終了した日と預入銀行に関して保険事故(預金保険法第49条第2項に定める意味とします。)が発生した日のうちいずれか早く到来した日までとし、利率はかかる本件定期預金利息計算期間に関して上記(d)で定められる利率とします。

(iii) 本件定期預金の全額が払い戻され残高がなくなった場合、本件定期預金契約は終了するものとします。

(4) 本件定期預金の回収方法

本件定期預金の利息については、本件定期預金利息支払期日又は解約日において、上記(3)(e)(i)b.又はd.に記載する計算により計算される金額が、預入銀行から利息支払口座に入金される方法によって回収されます。また、本件定期預金の元本については、満期日又は解約日において、上記(e)(ii)a.又はb.に記載する金額が、預入銀行から元本償還口座に入金される方法によって回収されます。預入銀行は、発行会社の指定又は請求に従い本件定期預金口座、利息支払口座及び元本償還口座の入金を行います。

す。かかる入金については、事務委任契約に基づき、事務受託者が事務を取り扱います。

(D) クレジット・デフォルト・スワップ契約

(1) クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る法制度の概要

管理資産等であるプレミアム請求権を基礎づけるクレジット・デフォルト・スワップ契約の締結及び私法上の効力に関しては、民法及び商法の適用を受けます。

バイヤーに対する法的整理・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法及び民事執行法の適用を受けるおそれがあります。

(2) プレミアム請求権の原保有者の事業の概要

該当事項はありません。

(3) クレジット・デフォルト・スワップ契約の内容

(a) プレミアム

(i) 初回のプレミアム計算日に係るプレミアム支払日における支払

バイヤーは、初回のプレミアム計算日に係るプレミアム支払日に、次に記載する計算式にて計算される金額を当初プレミアム(初回の計算期間に係るプレミアムとしての金額を含むもの)として発行会社に対して支払うものとします。

$$\text{当初プレミアム} = a - b + c$$

但し

a = 本社債に係る初回の利息計算期間に関する利息の総額として別途発行会社がバイヤーに対して通知する金額

b = 本件定期預金契約に基づく初回の本件定期預金利息計算期間の預金利息額(源泉徴収税額控除後)として別途発行会社がバイヤーに対して通知する金額

$$c = 17,800,000,000 \text{ 円} \times 3\text{bp} \times 148/365$$

(ii) 第2回以降の各プレミアム支払日における支払

バイヤーは、第2回以降の各プレミアム支払日において、次の算式によって算出される当該プレミアム支払日の属するプレミアム計算期間に係るプレミアムを、発行会社に対して支払うものとし、当該算式中(a - b) × c × 1/4 及び(a - b) × d × e × 1/365 として算出された値に1未満の端数が生じる場合は、それぞれこれを切り捨てるものとします。

$$(a - b) \times c \times 1/4 - \{(a - b) \times d \times e \times 1/365 - f\}$$

但し

a = 次の から のいずれかにより算出される金額(以下「プレミアム計算想定元本」といいます。但し、初回のプレミアム計算日に係るプレミアム計算想定元本は19,905,000,000円として計算するものとします。)

当該プレミアム計算日の直前のプレミアム計算期間の末日が参照債務償還期日に当たる場合には、(A)直前のプレミアム計算日におけるプレミアム計算想定元本から、(B)各参照債務(但し、(ア)当該プレミアム計算日の直前のプレミアム計算期間の末日(この日を含みます。)以前にクレジットイベントが発生しており、かつ、当該プレミアム計算日の直前のプレミアム計算期間の末日から 16 営業日後の日までにかかるクレジットイベントの発生が確定した参照組織に係る参照債務(但し、期限前償還参照債務を除きます。)、(イ)クレジット・デフォルト・スワップ契約の規定に従って、当該参照債務償還期日における予定支払額に関してバイヤーが発行会社に対して交付した延滞通知に係る参照債務、及び(ウ)当該プレミアム計算日の直前のプレミアム計算期間内において期限の利益が喪失され、クレジット・デフォルト・スワップ契約の規定に従って、バイヤーが発行会社に対して期限の利益喪失通知を交付した参照組織に係る参照債務を除きます。)の当該プレミアム計算日の直前のプレミアム計算期間の末日である参照債務償還期日における予定支払額の総額を控除した金額

当該プレミアム計算日の直前のプレミアム計算日の直前のプレミアム計算期間の末日が参照債務償還期日に当たる場合には、(A)直前のプレミアム計算日におけるプレミアム計算想定元本から、(B)直前のプレミアム計算日において、上記 (B)括弧書(イ)又は(ウ)に該当し、予定支払額相当額の減額が行わなかった参照債務のうち、当該プレミアム計算日の直前のプレミアム計算期間の末日から 16 営業日以内に下記(b)(i)a. (上記 (B)括弧書(イ)に該当した参照債務の場合)又は下記(b)(i)a. (上記 (B)括弧書(ウ)に該当した参照債務の場合)に記載されるクレジットイベントの発生が確定しなかった参照組織に係る参照債務の当該プレミアム計算日の直前の参照債務償還期日における予定支払額の総額を控除した金額

上記 及び のいずれにも当たらない場合は、直前のプレミアム計算日におけるプレミアム計算想定元本と同額

b = 次の 又は のうち大きい方の金額

免責金額

当該プレミアム計算日における累積ポートフォリオデフォルト金額(但し、当該プレミアム計算日の属するプレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)以降に発生したクレジットイベントに係るデフォルト金額が含まれている場合は、かかるデフォルト金額を控除した金額とします。)

c = プレミアム利率

d = 3 ヶ月 TIBOR - 5bp。但し、パーセント表示で小数第 4 位まで算出し、小数第 4 位以下を切り捨てるものとします。また、本件定期預金契約に基づく預金の受入人又は当該預金が他の金融機関に移転された場合の新たな受入人が適格金融機関の要件を満たさなくなった場合において、当該預金が適格金融機関の要件を満たす新たな

金融機関の預金口座に移転された場合は、かかる新たな預金口座に係る利率(年率)として発行会社がバイヤーに対して通知する利率に変更するものとします。

e = 当該プレミアム計算日の直後のプレミアム計算調整期間の実日数

f = (a - b) × d × e × 1/365 によって算出される金額が預金利息として発行会社に対して支払われたとしたらかかる預金利息に課されることとなる源泉徴収税(国税及び地方税のいずれも含むものとし、かかる国税又は地方税の算出の際にそれぞれ1未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。)の金額

(iii) クレジット・デフォルト・スワップ契約が延長された場合における延長プレミアムの支払

(A)最終予定支払額等支払期日、早期終了事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日又は解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日のそれぞれ 16 営業日後の日うちいずれか早い日(この日を含みます。)までの間にクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づきバイヤーから発行会社に対して延滞通知が交付された参照債務(以下「未確定延滞参照債務」といいます。)が存在する場合、又は(B)最終予定支払額等支払期日、早期終了事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日又は解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日からそれぞれ 16 営業日後の日において、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づきバイヤーから発行会社に対して期限の利益喪失通知を交付されているが期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日が未到来である参照債務(以下「未確定期限の利益喪失参照債務」といい、未確定延滞参照債務とあわせて以下「未確定参照債務」といいます。また未確定参照債務に係る参照組織を以下「未確定参照組織」といいます。)が存在する場合であって、かつ、(A)最終予定支払額等支払期日、早期終了事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日又は解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日の 18 営業日後の日における累積ポートフォリオデフォルト金額及び(B)未確定参照組織に係る参照債務の参照金額の合計額が免責金額を超過する場合(かかる超過額を以下「延長プレミアム計算想定元本」といいます。)、(ア)早期終了事由発生日及び解除事由発生日が到来していない場合については、最終予定支払額等支払期日の翌々月(当該予定支払額等支払期日が月末に当たらない場合は、当該予定支払額等支払期日の翌月)23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)において、(イ)早期終了事由発生日又は解除事由発生日が到来した場合については、早期終了事由発生日又は解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日の翌々月(当該末日が月末に当たらない場合は、当該末日の翌月)23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)において、バイヤーは発行会社に対して延長プレミアムとして、次の算式によって算出される金額を支払うものとします。なお、上記(イ)の場合においても、早期終了事由発生日又は解除事由発生日の属するプレミアム計算期間に係るプレミアムについて、バイヤーは上記(ii)の記載通り発行会社に対して支払うものとします(但し、下記(e)(ii)a.に記載する解除事由が発生した場合は、本(iii)に記載する支払は行われないものとし、下記(iv)の規定に従うものとします。))。

$a \times b \times 1/4 - (a \times c \times d \times 1/365 - e)$

但し

- a = 延長プレミアム計算想定元本
- b = プレミアム利率
- c = 3 ヶ月 TIBOR - 5bp。但し、パーセント表示で小数第 4 位まで算出し、小数第 4 位以下を切り捨てるものとします。また、本件定期預金契約に基づく預金の受入人又は当該預金が他の金融機関に移転された場合の新たな受入人が適格金融機関の要件を満たさなくなった場合において、当該預金が適格金融機関の要件を満たす新たな金融機関の預金口座に移転された場合は、かかる新たな預金口座に係る利率(年率)として発行会社がバイヤーに対して通知する利率に変更するものとします。
- d = 当該支払が行われる日の属するプレミアム計算調整期間の実日数
- e = $a \times c \times d \times 1/365$ によって算出される金額が預金利息として発行会社に支払われたとしたらかかる預金利息が課されることとなる源泉徴収税(国税及び地方税のいずれも含むものとし、かかる国税又は地方税の算出の際にそれぞれ 1 未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。)の金額

(iv) クレジット・デフォルト・スワップ契約終了時におけるプレミアムの精算

下記(e)(ii)a.に記載する解除事由が発生したことによってクレジット・デフォルト・スワップ契約が解除された場合には、当該解除に係る解除事由発生日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)において、発行会社又はバイヤーはクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づくプレミアムの精算として次に掲げる 又は に記載する支払を行うものとします。

次の算式中の $a \times b \div c$ が d 以上である場合、バイヤーは発行会社に対して次の算式によって算出される金額を支払うものとします。

$$a \times b \div c - d$$

但し

- a = 当該解除事由発生日が到来しなかったとしたら当該解除事由発生日の属するプレミアム計算期間に係るプレミアム支払日においてバイヤーから発行会社に対して支払われていたプレミアム相当額
- b = 当該解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)から当該解除事由発生日(この日を含みます。)までの期間の実日数
- c = 当該解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の実日数
- d = 当該解除事由発生日の属するプレミアム計算期間に係るプレミアムのうち、実際にバイヤーから発行会社に対して支払われた金額

次の算式中の $b \times c \div d$ が a 未満である場合、発行会社はバイヤーに対して次の算式によって算出される金額を支払うものとします。

$$a - b \times c \div d$$

但し

- a = 当該解除事由発生日の属するプレミアム計算期間に係るプレミアムのうち、実際にバイヤーから発行会社に対して支払われた金額
- b = 当該解除事由発生日が到来しなかったとしたら当該解除事由発生日の属するプレミアム計算期間に係るプレミアム支払日においてバイヤーから発行会社に対して支払われていたプレミアム相当額
- c = 当該解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の初日(この日を含みます。)から当該解除事由発生日(この日を含みます。)までの期間の実日数
- d = 当該解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の実日数

(b) 発行会社による支払

(i) クレジットイベントの発生の確定

- a. 各参照組織に関して次に掲げる **ないし** に記載する事由のいずれかが発生した場合、当該参照組織に関してクレジットイベントが発生したものとします。

当該参照組織に関して、(A)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立がなされた場合、(B)手形交換所の取引停止処分を受けた場合又は(C)解散の決議が行われた場合(但し、合併のための解散を除きます。)

当該参照組織に係る全ての参照債務に関して、総額で一万円以上の支払の不履行(但し、当該参照債務に関して期限の利益が喪失した後に支払の不履行が生じた場合を除きます。)が生じ、かつ、当該参照債務に係る 3 ヶ月延滞確定日(この日を含みます。)までに当該参照債務の全額(参照債務に係る利息の支払のみの不履行が生じている場合は、かかる利息の全額)の支払がなされなかった場合。

当該参照組織に係る参照債務に関して、期限の利益が喪失(但し、上記 に記載する場合を除きます。)し、かつ、当該参照債務に係る期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日(この日を含みます。)までに当該参照組織に係る参照債務の全額の支払がなされなかった場合。但し、バイヤーが期限の利益を喪失した日の属するプレミアム計算期間の末日から 16 営業日以内に発行会社に対して大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の様式による期限の利益喪失通知を交付した場合に限るものとします。

- b. 開始日以降、最終予定支払額等支払期日、早期終了事由発生日又は解除事由発生日のうちいずれか早く到来した日(この日を含みます。)までの間において特定の参照組織に関してクレジットイベントが発生した場合、バイヤーは発行会社に対してクレジットイベントが発生したプレミアム計算期間の末日から 16 営業日以内にクレジットイベント通知を交付することによって、かかるクレジットイベントの発生を確定させることができます。但し、最終予定支払額等支払期日、早期終了事由発生日又は解除事由発生日からそれぞれ 16 営業日後の日のうちいずれか早い日(この日を含みます。)までの間にクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき、バイヤーから発行会社に対して延滞通知が交付さ

れた場合においては、当該延滞通知に係る参照債務に関する上記 a. に記載するクレジットイベントに限り、当該参照債務に係る 3 ヶ月延滞確定日(この日を含みます。)までの間に発生したクレジットイベントについても、バイヤーは発行会社に対してクレジットイベント通知を交付することによってかかるクレジットイベントの発生を確定することができるものとします。また、最終予定支払額等支払期日、早期終了事由発生日又は解除事由発生日の 16 営業日後の日いずれか早い日において、上記 a. に基づきバイヤーから発行会社に対して期限の利益喪失通知を交付されているが期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日が未到来である参照債務が存在する場合においては、当該参照債務に関する上記 a. に記載するクレジットイベントに限り、当該参照債務に係る期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日(この日を含みます。)までの間に発生したクレジットイベントについても、バイヤーは発行会社に対してクレジットイベント通知を交付することによってかかるクレジットイベントの発生を確定することができるものとします。

- c. 上記 b. に記載するクレジットイベント通知は、次に掲げる ないし の条件を全て満たさない限り、有効とならないものとします。

大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の内容及び様式による通知書に、(A) 上記 a. の場合には、(ア) (a) 当該クレジットイベントに関する公告を掲載した官報の写し、(b) 当該参照組織の解散決議の写し又は (c) 当該クレジットイベントに関する情報が記載された株式会社東京商工リサーチが発行する TSR 情報の写しのうちいずれか、(イ) 当該参照組織に係る名寄検索の写し及び (ウ) 当該参照組織に係る社債償還約定表の写し、(B) 上記 a. の場合には、(ア) 当該参照組織に係る名寄検索の写し、(イ) 当該参照組織に係る社債償還約定表の写し及び (ウ) 当該参照組織に係る有価証券記入帳の写し、(C) 上記 a. の場合には、(ア) 当該参照組織に係る名寄検索の写し、(イ) 当該参照組織に係る社債償還約定表の写し及び (ウ) 当該参照組織に対する社債の繰上償還に関する指示書の写し又は発行者に対する期限の利益の当然喪失通知書の写しが添付されていること。

(A) 当該クレジットイベントが発生したことを認定するために独立認定事務委託契約においてバイヤー、発行会社及び独立認定人の間で合意する手続きに基づき、同契約において同当事者間で合意する条件が満たされたこと、(B) 当該参照組織がクレジット・デフォルト・スワップ契約添付の参照組織及び参照債務一覧に記載されていること、又はクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき参照組織として決定されたこと、(C) 当該参照組織に係る全ての参照債務がクレジット・デフォルト・スワップ契約添付の参照組織及び参照債務一覧に記載されていること、及び (D) 当該クレジットイベント通知に記載されるデフォルト金額とクレジットイベント発生時点の当該参照組織に係る参照債務の合計額が一致することについて独立認定人が認定していること。

当該クレジットイベントが発生した日の属するプレミアム計算期間の末日から 16 営業日以内に、発行会社に対して交付されていること。

- d. クレジットイベント通知の対象であるクレジットイベントが、当該クレジットイベント通知の交付がなされる日において継続していない場合であっても、当該クレジットイベント

通知の有効性には影響を与えないものとします。

(ii) 損害補てん金額の支払

- a. 上記(i)に従って特定の参照組織に関してクレジットイベントの発生が確定した場合、発行会社はバイヤーに対して当該参照組織に係る損害補てん決済日において、当該参照組織につき決定された損害補てん金額を支払うものとします。各参照組織に係る損害補てん金額は、当該参照組織に係る事由発生決定日において次に掲げる 又は に記載する金額のうち小さい方の金額(但し、かかる金額が零を下回る場合は零とします。)をいいます。

当該参照組織に係るデフォルト金額

当該事由発生決定日における累積ポートフォリオデフォルト金額(当該参照組織に係るデフォルト金額を含みます。)が免責金額を超過する金額

- b. クレジットイベントが発生した各参照組織に係る損害補てん決済日は、当該クレジットイベントが発生した日の属するプレミアム計算期間の末日の翌々月(当該末日が月末に当たらない場合は、当該末日の翌月)23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)とします。但し、当該クレジットイベントが発生した日がいずれのプレミアム計算期間にも属さないときは、当該クレジットイベントが発生した日の翌々月(当該クレジットイベントが発生した日が月末に当たらない場合は、当該クレジットイベントが発生した日の翌月)23日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)を当該参照組織に係る損害補てん決済日とします。また、当該クレジットイベントが発生した日の属するプレミアム計算期間において早期終了事由発生日又は解除事由発生日が到来した場合は、直後のプレミアム計算期間の末日の翌々月(当該末日が月末に当たらない場合は、当該末日の翌月)23日(但し、上記「早期終了事由発生日」の定義 に記載する日が到来した場合は、直前のプレミアム計算期間の末日の翌々月(当該末日が月末に当たらない場合は、当該末日の翌月)23日)(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)を当該参照組織に係る損害補てん決済日とします。

(c) 参照組織の内容

各プレミアム支払日におけるプレミアムの金額に影響を与え、また発行会社による損害補てん金額の支払の要否に関連する参照組織の内容は、以下の通りです(参照組織名は開示されません。)

総参照金額及び予定支払額総額

参照債務償還期日	支払前総参照金額 (百万円)	予定支払額総額 (百万円)	支払後総参照金額 (百万円)
平成 18 年 6 月 30 日	19,905	3,981	15,924
平成 19 年 6 月 30 日	15,924	3,981	11,943
平成 20 年 6 月 30 日	11,943	3,981	7,962
平成 21 年 6 月 30 日	7,962	3,981	3,981
平成 22 年 6 月 30 日	3,981	3,981	0

地域分布

	社数	構成比	金額(百万円)	構成比
北海道・東北	33	10.2%	1,665	8.4%
関東	129	40.1%	8,305	41.7%
信越・北陸	20	6.2%	1,045	5.2%
東海	31	9.6%	1,985	10.0%
近畿	62	19.3%	4,050	20.3%
中国	17	5.3%	1,020	5.1%
四国	7	2.2%	505	2.5%
九州・沖縄	23	7.1%	1,330	6.7%
合計	322	100.0%	19,905	100.0%

業種分布

	社数	構成比	金額(百万円)	構成比
鉱業	1	0.3%	50	0.3%
建設業	38	11.8%	2,580	13.0%
製造業	161	50.0%	9,740	48.9%
情報通信業	10	3.1%	640	3.2%
運輸業	16	5.0%	880	4.4%
卸売・小売業	62	19.3%	4,180	21.0%
不動産業	2	0.6%	100	0.5%
飲食店、宿泊業	5	1.6%	240	1.2%
教育、学習支援業	2	0.6%	130	0.7%
サービス業	25	7.8%	1,365	6.9%
合計	322	100.0%	19,905	100.0%

私募債発行金額分布

	社数	構成比	金額(百万円)	構成比
100百万円	88	27.3%	8,800	44.2%
90百万円	3	0.9%	270	1.4%
80百万円	10	3.1%	800	4.0%
75百万円	2	0.6%	150	0.8%
70百万円	8	2.5%	560	2.8%
65百万円	1	0.3%	65	0.3%
60百万円	14	4.3%	840	4.2%
55百万円	1	0.3%	55	0.3%
50百万円	115	35.7%	5,750	28.9%
40百万円	18	5.6%	720	3.6%
35百万円	7	2.2%	245	1.2%
30百万円	55	17.1%	1,650	8.3%
合計	322	100.0%	19,905	100.0%

売上分布

	社数	構成比	金額(百万円)	構成比
60億円超	27	8.4%	1,985	10.0%
55億円超 60億円以下	5	1.6%	295	1.5%
50億円超 55億円以下	16	5.0%	1,310	6.6%
45億円超 50億円以下	10	3.1%	860	4.3%
40億円超 45億円以下	13	4.0%	845	4.2%
35億円超 40億円以下	14	4.3%	830	4.2%
30億円超 35億円以下	14	4.3%	865	4.3%
25億円超 30億円以下	28	8.7%	2,065	10.4%
20億円超 25億円以下	32	9.9%	1,975	9.9%
15億円超 20億円以下	35	10.9%	2,240	11.3%
10億円超 15億円以下	52	16.1%	2,915	14.6%
5億円超 10億円以下	65	20.2%	3,235	16.3%
5億円以下	11	3.4%	485	2.4%
合計	322	100.0%	19,905	100.0%

CRD(中小企業信用リスク情報データベース)デフォルト確率分布

	社数	構成比	金額(百万円)	構成比
0.1%以下	0	0.0%	-	0.0%
0.1%超 0.2%以下	23	7.2%	1,180	6.0%
0.2%超 0.3%以下	40	12.6%	2,195	11.2%
0.3%超 0.4%以下	39	12.3%	2,245	11.5%
0.4%超 0.5%以下	37	11.6%	2,110	10.8%
0.5%超 0.6%以下	34	10.7%	2,155	11.0%
0.6%超 0.7%以下	23	7.2%	1,600	8.2%
0.7%超 0.8%以下	10	3.1%	660	3.4%
0.8%超 0.9%以下	15	4.7%	700	3.6%
0.9%超 1.0%以下	12	3.8%	760	3.9%
1.0%超 1.1%以下	9	2.8%	495	2.5%
1.1%超 1.2%以下	4	1.3%	330	1.7%
1.2%超 1.3%以下	10	3.1%	760	3.9%
1.3%超 1.4%以下	6	1.9%	380	1.9%
1.4%超 1.5%以下	12	3.8%	800	4.1%
1.5%超 1.6%以下	3	0.9%	130	0.7%
1.6%超 1.7%以下	0	0.0%	-	0.0%
1.7%超 1.8%以下	5	1.6%	405	2.1%
1.8%超 1.9%以下	3	0.9%	200	1.0%
1.9%超 2.0%以下	1	0.3%	100	0.5%
2.0%超 2.5%以下	11	3.5%	760	3.9%
2.5%超 3.0%以下	9	2.8%	580	3.0%
3.0%超	12	3.8%	1,020	5.2%
合計	318	100.0%	19,565	100.0%

直近の決算等が変則決算であった4社が除かれているため、合計は他の表と異なります。

RDB(日本リスク・データ・バンク)デフォルト確率分布

	社数	構成比	金額(百万円)	構成比
0.1%以下	13	4.0%	660	3.3%
0.1%超 0.2%以下	43	13.4%	2,130	10.7%
0.2%超 0.3%以下	37	11.5%	2,185	11.0%
0.3%超 0.4%以下	33	10.2%	2,085	10.5%
0.4%超 0.5%以下	21	6.5%	1,410	7.1%
0.5%超 0.6%以下	24	7.5%	1,455	7.3%
0.6%超 0.7%以下	19	5.9%	1,220	6.1%
0.7%超 0.8%以下	21	6.5%	1,330	6.7%
0.8%超 0.9%以下	13	4.0%	790	4.0%
0.9%超 1.0%以下	10	3.1%	650	3.3%
1.0%超 1.1%以下	9	2.8%	555	2.8%
1.1%超 1.2%以下	8	2.5%	540	2.7%
1.2%超 1.3%以下	7	2.2%	370	1.9%
1.3%超 1.4%以下	5	1.6%	330	1.7%
1.4%超 1.5%以下	5	1.6%	365	1.8%
1.5%超 1.6%以下	3	0.9%	180	0.9%
1.6%超 1.7%以下	2	0.6%	200	1.0%
1.7%超 1.8%以下	3	0.9%	200	1.0%
1.8%超 1.9%以下	4	1.2%	270	1.4%
1.9%超 2.0%以下	7	2.2%	320	1.6%
2.0%超 2.5%以下	13	4.0%	940	4.7%
2.5%超 3.0%以下	9	2.8%	780	3.9%
3.0%超	13	4.0%	940	4.7%
合計	322	100.0%	19,905	100.0%

リスクカルク日本版デフォルト確率分布

	社数	構成比	金額(百万円)	構成比
0.05%以下	17	5.3%	850	4.3%
0.05%超 0.1%以下	68	21.1%	3,640	18.3%
0.10%超 0.15%以下	31	9.6%	1,880	9.4%
0.15%超 0.20%以下	23	7.1%	1,500	7.5%
0.20%超 0.25%以下	31	9.6%	1,885	9.5%
0.25%超 0.30%以下	18	5.6%	1,105	5.6%
0.30%超 0.35%以下	18	5.6%	1,260	6.3%
0.35%超 0.40%以下	16	5.0%	915	4.6%
0.40%超 0.45%以下	12	3.7%	645	3.2%
0.45%超 0.50%以下	9	2.8%	575	2.9%
0.50%超 0.55%以下	10	3.1%	800	4.0%
0.55%超 0.60%以下	7	2.2%	465	2.3%
0.60%超 0.70%以下	11	3.4%	770	3.9%
0.70%超 0.80%以下	8	2.5%	610	3.1%
0.80%超 0.90%以下	4	1.2%	265	1.3%
0.90%超 1.00%以下	12	3.7%	780	3.9%
1.00%超 1.50%以下	15	4.7%	1,110	5.6%
1.50%超 2.00%以下	4	1.2%	280	1.4%
2.00%超	8	2.5%	570	2.9%
合計	322	100.0%	19,905	100.0%

売上高経常利益率

	社数	構成比	金額(百万円)	構成比
0.5%以下	2	0.6%	100	0.5%
0.5%超 1.0%以下	14	4.3%	825	4.1%
1.0%超 1.5%以下	30	9.3%	2,135	10.7%
1.5%超 2.0%以下	26	8.1%	1,575	7.9%
2.0%超 2.5%以下	38	11.8%	2,380	12.0%
2.5%超 3.0%以下	24	7.5%	1,630	8.2%
3.0%超 3.5%以下	28	8.7%	1,780	8.9%
3.5%超 4.0%以下	16	5.0%	1,095	5.5%
4.0%超 4.5%以下	15	4.7%	860	4.3%
4.5%超 5.0%以下	21	6.5%	1,250	6.3%
5.0%超 6.0%以下	24	7.5%	1,480	7.4%
6.0%超 7.0%以下	28	8.7%	1,620	8.1%
7.0%超 8.0%以下	14	4.3%	845	4.2%
8.0%超 9.0%以下	8	2.5%	465	2.3%
9.0%超 10.0%以下	9	2.8%	350	1.8%
10.0%超 12.0%以下	6	1.9%	410	2.1%
12.0%超 14.0%以下	5	1.6%	290	1.5%
14.0%超 16.0%以下	2	0.6%	80	0.4%
16.0%超 18.0%以下	2	0.6%	90	0.5%
18.0%超 20.0%以下	4	1.2%	300	1.5%
20.0%超	6	1.9%	345	1.7%
合計	322	100.0%	19,905	100.0%

自己資本比率

	社数	構成比	金額(百万円)	構成比
10%以下	0	0.0%	-	0.0%
10%超 12%以下	32	9.9%	2,035	10.2%
12%超 14%以下	32	9.9%	2,135	10.7%
14%超 16%以下	31	9.6%	2,110	10.6%
16%超 18%以下	26	8.1%	1,695	8.5%
18%超 20%以下	28	8.7%	1,630	8.2%
20%超 22%以下	30	9.3%	1,975	9.9%
22%超 24%以下	23	7.1%	1,380	6.9%
24%超 26%以下	22	6.8%	1,290	6.5%
26%超 28%以下	16	5.0%	870	4.4%
28%超 30%以下	19	5.9%	1,270	6.4%
30%超 32%以下	9	2.8%	640	3.2%
32%超 34%以下	9	2.8%	425	2.1%
34%超 36%以下	11	3.4%	760	3.8%
36%超 38%以下	2	0.6%	70	0.4%
38%超 40%以下	7	2.2%	360	1.8%
40%超 45%以下	10	3.1%	640	3.2%
45%超 50%以下	5	1.6%	195	1.0%
50%超 55%以下	3	0.9%	110	0.6%
55%超 60%以下	4	1.2%	185	0.9%
60%超	3	0.9%	130	0.7%
合計	322	100.0%	19,905	100.0%

純資産倍率(自己資本 ÷ 資本金)

	社数	構成比	金額(百万円)	構成比
2.0 以下	15	4.7%	1,030	5.2%
2.0 超 4.0 以下	41	12.7%	2,425	12.2%
4.0 超 6.0 以下	49	15.2%	2,875	14.4%
6.0 超 8.0 以下	43	13.4%	2,790	14.0%
8.0 超 10.0 以下	32	9.9%	2,265	11.4%
10.0 超 12.0 以下	23	7.1%	1,385	7.0%
12.0 超 14.0 以下	22	6.8%	1,550	7.8%
14.0 超 16.0 以下	15	4.7%	900	4.5%
16.0 超 18.0 以下	10	3.1%	520	2.6%
18.0 超 20.0 以下	11	3.4%	675	3.4%
20.0 超 22.0 以下	5	1.6%	270	1.4%
22.0 超 24.0 以下	8	2.5%	460	2.3%
24.0 超 26.0 以下	5	1.6%	280	1.4%
26.0 超 28.0 以下	4	1.2%	230	1.2%
28.0 超 30.0 以下	3	0.9%	180	0.9%
30.0 超 35.0 以下	7	2.2%	450	2.3%
35.0 超 40.0 以下	6	1.9%	420	2.1%
40.0 超 45.0 以下	4	1.2%	245	1.2%
45.0 超 50.0 以下	5	1.6%	195	1.0%
50.0 超	14	4.3%	760	3.8%
合計	322	100.0%	19,905	100.0%

有利子負債月商倍率(長短借入金合計 ÷ 月商)

	社数	構成比	金額(百万円)	構成比
1.0 以下	4	1.2%	290	1.5%
1.0 超 2.0 以下	12	3.7%	620	3.1%
2.0 超 3.0 以下	28	8.7%	1,915	9.6%
3.0 超 4.0 以下	30	9.3%	1,905	9.6%
4.0 超 5.0 以下	41	12.7%	2,680	13.5%
5.0 超 6.0 以下	42	13.0%	2,425	12.2%
6.0 超 7.0 以下	38	11.8%	2,255	11.3%
7.0 超 8.0 以下	27	8.4%	1,320	6.6%
8.0 超 9.0 以下	23	7.1%	1,430	7.2%
9.0 超 10.0 以下	15	4.7%	930	4.7%
10.0 超 11.0 以下	14	4.3%	940	4.7%
11.0 超 12.0 以下	12	3.7%	710	3.6%
12.0 超 13.0 以下	7	2.2%	395	2.0%
13.0 超 14.0 以下	3	0.9%	300	1.5%
14.0 超 15.0 以下	5	1.6%	340	1.7%
15.0 超 16.0 以下	5	1.6%	450	2.3%
16.0 超 17.0 以下	4	1.2%	230	1.2%
17.0 超 18.0 以下	4	1.2%	210	1.1%
18.0 超 19.0 以下	1	0.3%	80	0.4%
19.0 超 20.0 以下	1	0.3%	30	0.2%
20.0 超	6	1.9%	450	2.3%
合計	322	100.0%	19,905	100.0%

なお、バイヤーは、クレジット・デフォルト・スワップ契約において、参照組織及び参照債務に関し、クレジット・デフォルト・スワップ契約締結日及び開始日における次に掲げる事実を発行会社に対して表明しています。

(i) 全ての参照組織は日本法に基づき適法に設立され有効に存在する株式会社であり、中小企業

金融公庫法(昭和28年法律第138号)第2条に規定される中小企業者に該当すること。

(ii) 全ての参照組織は開始日において次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- a. 直前の決算期における経常損益が黒字であること。
- b. インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。

但し

インタレスト・カバレッジ・レシオ = (直前の決算期における償却後営業利益 + 直前の決算期における受取利息・配当金) ÷ (直前の決算期における支払利息・割引料)

- c. 自己資本比率が10%以上であること。

但し

自己資本比率 = 直前の決算期の末日における資本 ÷ (直前の決算期における末日における資本 + 直前の決算期の末日における負債)

- d. 直前の決算期の末日における純資産額が1億円以上であること。

(d) 参照金額の計算

プレミアムの金額及び損害補てん金額に影響を与える各参照債務の参照金額は、クレジット・デフォルト・スワップ契約に従って以下の通り減額されます。

(i) 参照債務償還期日における参照金額の減額

- a. 各参照債務の参照金額は、当該参照債務の各参照債務償還期日(この日を含みます。)以降、当該参照債務償還期日における予定支払額が減額されるものとします。
- b. 上記a.の記載にかかわらず、特定の参照債務に関して各参照債務償還期日において支払われるべき元本又は利息の一部又は全ての支払がなされていない場合であって、かつ、当該参照債務に関して当該参照債務償還期日から16営業日以内にパイヤーが発行会社に対して大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の様式による延滞通知を交付した場合は、当該参照債務の当該参照債務償還期日における予定支払額は当該参照債務償還期日において減額されなかったものとみなすものとします。この場合、パイヤーが発行会社に対して大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の様式による延滞解消通知を交付した日又は当該参照債務に係る3ヵ月延滞確定日から16営業日以内に当該参照債務に係る参照組織に関してクレジットイベントの発生が確定しなかった場合におけるそれぞれの該当する日において、当該参照債務の参照金額が当該予定支払額について減額されるものとします。なお、特定の参照組織に関して各参照債務利払期日に支払われるべき利息の支払の不履行があった場合、パイヤーは、上記(b)(i)a.に記載するクレジットイベントを発生させるために、当該参照債務利払期日から16営業日以内に発行会社に対して大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の様式による当該参照組織に係る延滞通知を交付することができるものとします。
- c. 上記b.に記載する延滞通知は、次に掲げる「ないし」の条件を全て満たさない限り、有効とならないものとします。

大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の内容及び様式による通知書に、(A) 当該参照組織に係る名寄検索の写し、(B) 当該参照組織に係る社債償還約定表の写し及び(C) 当該参照組織に係る有価証券記入帳の写しが添付されていること。

(A)当該参照債務に関して当該予定支払額等支払期日において支払われるべき元本又は利息の一部又は全ての支払がなされていないことを認定するために独立認定事務委託契約においてパイヤー、発行会社及び独立認定人の間で合意する手続きに基づき、同契約において同当事者間で合意する条件が満たされたこと、(B)当該参照組織がクレジット・デフォルト・スワップ契約添付の参照組織及び参照債務一覧に記載されていること、又はクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき参照組織として決定されたこと、(C)当該参照組織に係る全ての参照債務がクレジット・デフォルト・スワップ契約添付の参照組織及び参照債務一覧に記載されていること、(D)延滞通知に記載される当該参照組織に係る全ての参照債務に関して総額で一万円以上の支払の不履行(但し、当該参照債務に関して期限の利益が喪失した後に支払の不履行が生じた場合を除きます。)があることを認定するために独立認定事務委託契約においてパイヤー、発行会社及び独立認定人の間で合意する手続きに基づき、同契約において同当事者間で合意する条件が満たされたこと、及び(E)当該延滞通知に記載される未払額と当該予定支払額等支払期日時点の当該参照債務の未払額が一致することについて独立認定人が認定していること。

当該予定支払額等支払期日の属するプレミアム計算期間の末日から 16 営業日以内に、発行会社に対して交付されていること。

- d. 上記 a. の記載にかかわらず、特定の参照債務に関して当該参照債務に係る期限の利益喪失日において支払われるべき元本又は利息の一部又は全ての支払がなされていない場合であって、当該参照債務に関してパイヤーが発行会社に対してクレジット・デフォルト・スワップ契約の規定に従って期限の利益喪失通知を交付した場合であって、かつ、当該参照債務に係る期限の利益喪失日(この日を含みます。)から期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日(この日を含みます。)までの期間に参照債務償還期日が到来する場合は、当該参照債務の当該参照債務償還期日における予定支払額は当該参照債務償還期日において減額されなかったものとみなすものとします。この場合、当該参照債務に係る期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日から 16 営業日以内に当該参照債務に係る参照組織に関してクレジットイベントが確定しなかった場合における該当する日において、当該参照組織に係る全ての参照債務の参照金額は零となるものとします。
- e. 上記 d. に記載する期限の利益喪失通知は、次に掲げる ないし の全ての条件を満たさない限り、有効にならないものとします。

大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の内容及び様式による通知書に、(A)当該参照組織に係る名寄検索の写し、(B)当該参照組織に係る社債償還約定表の写し、及び(C)当該参照組織に対する社債の繰上償還に関する指示書の写し又は発行者に対する期限の利益の当然喪失通知書の写しが添付されていること。

(A)当該参照債務に関して期限の利益喪失日において支払われるべき元本又は利息の一部又は全ての支払がなされていないことを認定するために独立認定事務委託契約においてパイヤー、発行会社及び独立認定人の間で合意する手続きに基づき、同契約において同当事者間で合意する条件が満たされたこと、(B)当該参照組織がクレジット・デ

フォルト・スワップ契約添付の参照組織及び参照債務一覧に記載されていること、又はクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき参照組織として決定されたこと、(C)当該参照組織に係る全ての参照債務がクレジット・デフォルト・スワップ契約添付の参照組織及び参照債務一覧に記載されていること、及び(D)当該期限の利益喪失通知に記載される参照債務の総額と当該参照債務に関して期限の利益が喪失した時点の当該参照組織に係る参照債務の合計額が一致することについて独立認定人が認定していること。

当該参照債務に係る期限の利益喪失日の属するプレミアム計算期間の末日から 16 営業日以内に、発行会社に対して交付されていること。

(ii) 参照債務償還期日以外の日における参照金額の減額

- a. クレジット・デフォルト・スワップ契約の規定により特定の参照組織に関してクレジットイベントの発生が確定した場合、当該参照組織に係る事由発生決定日(この日を含みます。)以降、当該参照組織に係る全ての参照債務の参照金額は零となるものとします。
- b. 特定の参照債務に関してバイヤー及び当該参照債務に係る参照組織の間の合意によって当該参照債務の内容が変更された場合、かかる変更がなされた日(この日を含みます。)以降、当該参照組織に係る全ての参照債務の参照金額は零となるものとします。この場合、バイヤーは、発行会社に対して、かかる変更がなされた後、直ちに大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の様式による参照債務除外通知を交付するものとします。但し、当該参照債務の変更が当該参照債務に係る弁済期の延長又は当該参照債務の分割弁済を許容する変更だけである場合については本 b. に記載する参照金額の減額は行われぬものとし、この場合、バイヤーは、発行会社に対して、かかる変更がなされた後、直ちに大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の様式による参照債務変更通知を交付するものとします。なお、本 b. 本文に記載する場合であっても、クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の参照組織及び参照債務一覧に記載される当該参照組織に係る予定支払額及び参照債務償還期日は変わらないものとします。
- c. 特定の参照債務に関してその償還期日以前にバイヤーが元本の償還を受けた場合、かかる償還がなされた日(この日を含みます。)以降、当該参照債務の参照金額は零となるものとします。この場合、バイヤーは、発行会社に対して、かかる償還がなされた後直ちに大要クレジット・デフォルト・スワップ契約添付の様式による参照債務除外通知を交付するものとします。
- d. 上記(b)(i)a. 又は に記載するクレジットイベントが発生した場合、当該クレジットイベントが発生した時点において、当該クレジットイベントに係るクレジットイベント通知に記載された各参照債務に係る回収金額相当額について当該参照債務の参照金額が減額されたものとみなすものとします。この場合、かかる参照金額の減額は、当該クレジットイベントに係る参照組織のデフォルト金額を算定する前に行われたものとみなすものとします。

(e) 終了事由

- (i) クレジット・デフォルト・スワップ契約は最終予定支払額等支払期日、早期終了事由発生日の

属するプレミアム計算期間の末日又は解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日のうちいずれか早い日の翌々月(かかる日が月末に当たらない場合は、かかる日の翌月)23日(但し、上記「早期終了事由発生日」の定義に記載する日が到来した場合は当該早期終了事由発生日。また、下記(ii)a.に記載する解除事由が発生した場合はその2営業日後の日。)(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)において終了するものとします。

(ii) 発行会社はバイヤーに関して次に掲げる a.ないし f.に記載する事由が発生した場合、バイヤーに対し書面による通知を行うことによって、クレジット・デフォルト・スワップ契約を解除することができるものとします。

- a. バイヤーが、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づく発行会社へのプレミアム支払義務を怠り、かつ、バイヤーが発行会社の発送した支払の請求を受領した後、3営業日以内に支払がなされなかった場合。
- b. バイヤーが、クレジット・デフォルト・スワップ契約の規定(事実の表明及び保証を含みます。)に従って行うべき上記 a.以外の債務もしくは義務の全部もしくはその一部の履行を重要な点において怠り、又はクレジット・デフォルト・スワップ契約の条項のいずれかに違反しもしくはその遵守を怠り、かつ、発行会社がかかると判断した場合、又はバイヤーが発行会社からかかる不履行の是正を要求する旨の通知を受領した後30日を経過してもかかる不履行が是正されない場合。
- c. バイヤーがその債務一般に関し支払を停止し、又は、バイヤーに関し、破産手続開始もしくは民事再生手続開始その他類似の法的手続に関する法律が適用され、当該法律に基づき、自らもしくは第三者がかかると法的な手続を申し立て、もしくはかかる法的な手続が開始された場合。
- d. バイヤーの解散について定めた法令が成立もしくは公布され、かつ、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づくバイヤーの債務を承継する者が定められないことが事実となった場合、又は、バイヤーがその営業もしくは資産の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議しもしくはこれらを譲渡した場合。
- e. バイヤーの財産に対して仮差押、仮処分又は差押の命令が出された場合。
- f. バイヤーが自ら負担すべき公租公課を滞納し、国税滞納処分を受けた場合。

(iii) バイヤーは、次に掲げる a.ないし d.に記載する事由が発生した場合、発行会社に書面による通知を行うことによってクレジット・デフォルト・スワップ契約を解除することができるものとします。

- a. 発行会社がかその債務一般に関し支払を停止し、又は、発行会社に関し、破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始その他類似の法的手続に関する法律が適用され、当該法律に基づき、自らもしくは第三者がかかると法的な手続を申し立て、もしくはかかる法的な手続が開始された場合。
- b. 発行会社に関し解散の決議が行われ、もしくは発行会社の財産に関し清算の手続が申し立てられた場合、又は、発行会社がかその営業もしくは資産の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議しもしくはこれらを譲渡した場合。
- c. 発行会社の財産に対して仮差押、仮処分又は差押の命令が出された場合。

- d. 発行会社が自ら負担すべき公租公課を滞納し、国税滞納処分を受けた場合。
- (iv) 法令変更、法令の解釈の変更又はその他の理由により、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づくバイヤーの発行会社に対するプレミアムの支払について、日本国の源泉徴収税(国税、地方税その他税金の項目を問わないものとします。)が課されることとなった場合、かかる事由が発生した日が解除事由発生日となるものとします。但し、かかる事由が発生した日の属するプレミアム計算期間の末日の 10 営業日後の日までにバイヤーが発行会社に対して、かかる事由が発生した日以降にバイヤーが支払うプレミアムについて、かかる源泉徴収税が課せられなければ発行会社が受領しえた金額を発行会社が受領できるように増額して支払うことを書面によって約束した場合には、本(iv)に記載する解除事由発生日は発生しなかったものとみなすものとします。
- (v) 上記(i)ないし(iv)の記載にかかわらず、(A)未確定参照債務が存在する場合であって、かつ、(B)(ア)最終予定支払額等支払期日、早期終了事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日又は解除事由発生日の属するプレミアム計算期間の末日の 18 営業日後の日における累積ポートフォリオデフォルト金額及び(イ)未確定参照組織に係る参照債務の参照金額の合計額が免責金額を超過する場合、クレジット・デフォルト・スワップ契約は次に掲げる a.及び b.の条件を全て満たした日において終了するものとします。
- a. 未確定延滞参照債務が存在する場合において、全ての未確定延滞参照債務に係る 3 ヶ月延滞確定日の翌々月(当該 3 ヶ月延滞確定日が月末に当たらない場合は、当該 3 ヶ月延滞確定日の翌月)23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)が到来すること。
- b. 未確定期限の利益喪失参照債務が存在する場合において、全ての未確定期限の利益喪失参照債務に係る期限の利益喪失参照債務 3 ヶ月延滞確定日の翌々月(当該 3 ヶ月延滞確定日が月末に当たらない場合は、当該 3 ヶ月延滞確定日の翌月)23 日(この日が営業日でない場合には、翌営業日とします。)が到来すること。
- (vi) クレジット・デフォルト・スワップ契約が終了した場合、かかる終了の日以前に弁済期日が到来している金額(上記(a)(iv)に記載する金額を含みます。)を除き、クレジット・デフォルト・スワップ契約の各当事者は支払債務を負わないものとします。但し、上記(b)(ii)b.の記載に従いクレジット・デフォルト・スワップ契約が終了した後に損害補てん決済日が到来する場合には、本(v)の記載にかかわらず、当該損害補てん決済日において発行会社はバイヤーに対して損害補てん金額を支払うことを要するものとします。

(4) プレミアムの回収方法

プレミアムは、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づくプレミアムの各支払日において、バイヤーが利息支払口座に入金する方法によって回収されます。

3. 管理及び運営の仕組み

(1) 資産管理等の概要

(1) 管理資産等の管理

管理資産等に属する金銭の管理

- (a) 発行会社は、発行日において、本社債の発行手取金をもって、本件定期預金契約に基づく定期預金の預入れを行い、以降、本件定期預金契約その他の発行会社関連契約の規定に従ってかかる資金を管理するものとします。
- (b) 発行会社は、責任財産に属する金銭を管理するため、発行会社名義の普通預金口座である費用支払口座、利息支払口座、元本償還口座及び損害補てん金額決済用口座を適格金融機関に開設し、以下の規定に従い責任財産に属する金銭を管理するものとします。なお、発行会社口座が開設されている金融機関が適格金融機関でなくなった場合には、発行会社は、30日以内に、当該発行会社口座を別の適格金融機関に移転するものとします。
- (c) 発行会社は、証券化費用に充当させるための金銭としてパイヤーから受け取る金銭について費用支払口座に入金し、本社債の発行に係る当初費用及び期中費用(本社債の元利金支払事務取扱手数料を含みますが、これに限られません。)を適宜費用支払口座から支払うことができるものとします。
- (d) 発行会社は、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づきパイヤーより支払われる金銭(プレミアムを含みますが、これに限られません。但し、上記(c)に記載する証券化費用に充当するための金銭を除きます。)又は本件定期預金契約に基づき発生する利息を受領した場合には、これを利息支払口座に入金します。発行会社は、発行日において当初プレミアムをパイヤーから受領し、利息支払口座に入金した場合は、発行日において当初プレミアムのうち当初証券化費用対応資金に相当する金額を、第2回以降の各プレミアム支払日においてプレミアムをパイヤーから受領し、利息支払口座に入金した場合は、当該プレミアム支払日の翌営業日において当該プレミアムのうち証券化費用対応資金に相当する金額を、それぞれ利息支払口座から費用支払口座へ振り替えます。
- (e) 発行会社は、本件定期預金契約に基づく定期預金の元本の払い戻しを行った場合において、かかる元本を受領した場合には、これを元本償還口座に入金します。なお、発行会社は本件定期預金契約に基づく満期日より前の各発行会社計算期日において、当該発行会社計算期日において振替を行う金額として発行会社が計算するクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき支払うべき損害補てん金額及び本社債の元本償還額の合計額相当額について本件定期預金契約に基づき、本件定期預金を中途解約するものとします。
- (f) 発行会社は、各発行会社計算期日において、利息支払口座内の金銭から、以下の優先順位に従った支払を行います。但し、下記(i)の支払に不足する場合には当該不足額については費用支払口座内の金銭から支払を行うものとします。
- (i) 発行会社が本社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日に支払うべ

き本社債に係る利息の社債管理会社に対する支払。

- (ii) クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき、当該発行会社計算期日の直後に到来する支払期日においてプレミアムの精算としてバイヤーに支払うべき金額(もしあれば)を利息支払口座に留保します。なお、本(ii)に基づき留保した金額は、当該支払期日においてバイヤーに支払われません。
 - (iii) 上記(i)及び(ii)の支払を行った後の残額は、利息支払口座に留保します。
- (g) 次に、上記(f)の処理後の元本償還口座に関し発行会社は、各発行会社計算期日において、元本償還口座内の金銭から、以下の優先順位に従った支払及び振替を行うものとします。
- (i) 発行会社がバイヤーに対して当該発行会社計算期日の翌営業日である損害補てん決済日においてクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき支払うべき損害補てん金額として発行会社が計算する金額の損害補てん金額決済用口座への振替。なお、振り替えられた金額は、当該損害補てん金額決済日にバイヤーに支払われます。
 - (ii) 発行会社が本社債の所持人に対して当該発行会社計算期日の直後に到来する償還期日又は追加償還期日において償還すべき本社債の元本償還額の社債管理会社に対する支払。
 - (iii) 上記(i)及び(ii)の支払及び振替を行った後の残額は、元本償還口座に留保します。
- (h) 上記(a)ないし(g)の規定にかかわらず、繰上償還事由が発生した場合には、発行会社は、繰上償還期日の前営業日において、利息支払口座内の金銭から、以下の優先順位に従った支払を行います。但し、下記(i)の支払に不足する場合には当該不足額については費用支払口座内の金銭から支払を行うものとします。
- (i) 発行会社が本社債の所持人に対して繰上償還期日に支払うべき本社債に係る利息の社債管理会社に対する支払。
 - (ii) クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき繰上償還期日においてプレミアムの精算としてバイヤーに支払うべき金額(もしあれば)を利息支払口座に留保します。なお、本(ii)に基づき留保した金額は、当該支払期日においてバイヤーに支払われます。
 - (iii) 上記(i)及び(ii)の支払を行った後の残額は、利息支払口座に留保します。
- (i) 上記(a)ないし(g)の規定にかかわらず、繰上償還事由が発生した場合には、発行会社は、繰上償還期日の前営業日において、元本償還口座内の金銭から、以下の優先順位に従った支払及び振替を行うものとします。
- (i) 発行会社がバイヤーに対して当該繰上償還期日である損害補てん決済日においてクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき支払うべき損害補てん金額として発行会社が計算する金額の損害補てん金額決済用口座への振替。なお、振り替えられた金額は、当該損害補てん金額決済日にバイヤーに支払われます。
 - (ii) 発行会社が本社債の所持人に対して繰上償還期日において償還すべき本社債の元本償還額(なお、繰上償還期日までにクレジット・デフォルト・スワップ契約が終了しない場合は、本社債要項に基づき未償還元本額の一部を留保します。)の社債管理会社に対する支払。

(iii) 上記(i)及び(ii)の支払及び振替を行った後の残額は、元本償還口座に留保します。

(j) 上記(a)ないし(i)の規定にかかわらず、最終償還期日及び延長償還期日の前営業日及び本社債につき発行会社が上記第一部 1.(D)に記載する期限の利益喪失事由に該当し、期限の利益を喪失した場合は、全ての発行会社口座内の金銭から、以下の優先順位に従って振替及び支払を行うものとします(発行会社口座内の金銭が同順位の支払全額を行うに不足する場合には、支払必要額に応じて按分した金額の支払を行うものとします。)。

(i) 第一に、当該日までに支払うべき発行会社に係る諸費用の支払。

(ii) 第二に、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づきバイヤーに対して支払うべき損害補てん金額の損害補てん金額決済用口座への振替。なお、振り替えられた金額は、当該損害補てん金額決済日にバイヤーに支払われます。

(iii) 第三に、未償還元本額及び本社債の元利金支払事務取扱手数料並びにこれらに係る消費税として発行会社が計算する金額の社債管理会社に対する支払。

(iv) 第四に、当該日以前(この日を含みます。)において支払うべき本社債に係る利息で未払のものの社債管理会社に対する支払。

(v) 第五に、損害補てん金額以外にクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づきバイヤーに対して支払うべき一切の債務の支払。

(k) 上記(a)ないし(j)に従った発行会社口座の管理に係る事務は、事務委任契約に基づき、事務受託者が行います。

(2) 管理報酬等

管理資産等から支払われる手数料として、以下のものがあります。

(a) 当初費用として、本社債の私募の取扱者に対する私募取扱手数料、本社債の社債管理会社及び登録機関である UFJ 銀行に対する社債管理手数料及び当初登録手数料、その他本社債の発行に必要となる費用を発行会社は支払います。

(b) 期中費用として、本社債の社債管理会社及び元利金支払事務取扱者である UFJ 銀行に対する社債管理手数料及び元利金支払事務取扱手数料、発行会社の事務受託者である東京共同会計事務所に対する管理事務手数料、その他発行会社を維持するために必要となる費用を発行会社は支払います。なお、特定の参照組織につき、クレジットイベントが発生した場合には、上記 2.(D)(3)(b)(ii)記載の通り、発行会社は、所定の日において、損害補てん金額をバイヤーに支払います。

なお、発行会社が一定の費用を負担する場合、発行会社は当該費用相当額の支払をバイヤーに対して請求することができ、かかる請求を受けた場合、バイヤーは直ちに当該費用相当額を発行会社に対して支払うものとする(但し、発行会社がかかる請求を行う場合には、当該費用の金額を合理的に示す資料を付して請求を行うことを要するものとします。)ことがクレジット・デフォルト・スワップ契約に規定されております。

(3) その他

発行会社の定款の変更は、商法所定の手続に従います。また、発行会社は、本社債の未償還残高がある限り、資本の減少、第三者との間での合併、子会社の設立もしくは保有を行わないことを約束し、さらに本社債に付与されている指定格付機関による格付に悪影響が生じないことが指定格付機関により確認された場合を除き、発行会社の定款の変更、発行会社の取締役の変更、新株の発行及び発行会社関連契約その他発行会社が当事者となっている責任財産に関連する契約の内容又は当事者の変更(但し、本社債権者の利益を害さない事務的な内容の変更は除きます。)を行わないことを約束しております。

(ロ) 信用補完等

上記第一部 1.(ロ)「管理資産等の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(2)をご参照下さい。

(ハ) 利害関係人との取引制限

特にありません。

4. 証券所有者の権利

(イ) 証券所有者に対する利息金額及び償還金額の計算方法等

本社債権者に対する利息金額及び償還金額の計算方法は、上記第一部 1.(フ)及び(リ)並びに上記第一部 1.(ロ)「期限の利益喪失事由」をご参照下さい。

(ロ) 証券保有者の権利の内容

本社債権者が有する利息支払請求権及び償還金支払請求権は、各々、上記第一部 1.(フ)及び(リ)に記載される日に、当該日に支払が行われるべき金額について確定的に発生します。利息支払請求権及び償還金支払請求権の消滅時効は、かかる権利が確定的に発生する日から各々5年及び10年です。

(ハ) 権利行使の手続

本社債の元利金は、本社債券を元金支払事務取扱者に呈示することにより、また登録債の場合は指定した元金支払事務取扱場所において利息は利金領収書と元金は元金領収書と引換えることにより、期日通りに支払を受けることができます。

本社債の元金の支払の方法については、上記第一部 1.(フ)及び(リ)並びに第一部 1.(ロ)「期限の利益喪失事由」をご参照下さい。

発行会社による本社債に基づく元金その他の債務の支払は、責任財産のみを引当として、その範囲内において、かつ本社債要項及び発行会社関連契約の規定に従って充当される限度においてのみ行われ、発行会社の有する他の資産には一切及ばないものとし、本社債権者はこれを異議なく承認するものとします。

発行会社による本社債権者に対する責任財産からの債務の履行は、上記 3.(イ)(1)並びにその他本社債要項の規定及び発行会社関連契約に定める方法及び順序に従い行われるものとします。本社債権者は、責任財産が全て換価処分され、本社債要項及び発行会社関連契約に従って分配された場合において、本社債に係る未払債務が残存するときには、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされます。

(二) 他の債権者との優先劣後関係

本社債権には担保権が付されておらず、本社債の社債権者は、発行会社の他の一般債権者と同順位において自己の社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。

5. 管理資産等を構成する資産の状況

(イ) 管理資産等を構成する資産の管理の概況

管理資産等を構成する資産の管理の概況については、上記2.をご参照下さい。

(ロ) 損失及び延滞の状況

該当事項はありません。

(ハ) 収益状況の推移

該当事項はありません。

第2 管理資産等の経理状況

1. 主な資産の内容

本件定期預金の預入れは本社債の発行と同日に行われるため、管理資産等のいずれについても、現在は何ら資産が発生しておりません。

2. 主な損益の内容

上記1.記載の通り、管理資産等に関する損益は未だ発生しておりません。

3. 収入金(又は損失金)の処理

該当事項はありません。

4. 監査等の概要

発行会社の発行する本社債について、その裏付けとなる本管理資産等については、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査等を受けるものとする義務は課されておりません。

第3 証券事務の概要

1. 本社債の名義書換

本社債は無記名式であり、該当事項はありません。

2. 証券所有者に対する特典

通常の社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

3. 応募者登録限定

本社債の取得申込については、社債等登録法施行令第37条の規定により、本社債の取得額の全額につき応募者登録を請求することを取得の条件とします。

4. 譲渡制限

本社債を取得した者は、本社債を適格機関投資家以外に譲渡することはできません。

5. 告知義務

本社債を取得する者が、本社債を適格機関投資家に譲渡する場合には、本社債の発行に係る取得の申込の勧誘が証券取引法第2条第3項イに該当することにより当該取得の申込の勧誘に関し証券取引法第4条第1項に定める届出が行われていない旨並びに本社債を取得しようとする者が社債等登録法施行令第37条の規定によりその有価証券の登録を請求すること及び本社債を取得した者が本社債を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことが取得の条件とされている旨を、あらかじめ又は同時にその相手方に書面をもって告知するものとし、あわせて本社債要項の写しを交付しなければなりません。

6. その他

本社債を登録債にて保有する場合、社債等登録法施行令第4条の規定により、利払期日又は償還期日の前3週間は移転登録請求はできません。

第三部 発行者及び関係法人情報

第 1 発行者の状況

(1) 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の決算期間は未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の決算期間の終了日は平成 18 年 3 月 31 日であります。

2. 沿革

発行会社は、平成 17 年 5 月 10 日に商法に基づき設立された株式会社です。発行会社の株式は、中間法人法(平成 13 年法律第 49 号)に基づき設立された有限責任中間法人である本中間法人により全て保有されており、発行会社は、現在、本中間法人の 100%子会社です。発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号東京共同会計事務所内に所在します。発行会社の目的は、(1)投資業、及び(2)(1)に附帯関連する一切の業務を行うことであります。

3. 事業の内容

発行会社は、商法その他適用ある法令等に従って、本社債を発行し、これにより取得する金銭を、本件定期預金契約に基づき本件定期預金として運用します。また、パイヤーとの間でクレジット・デフォルト・スワップ契約を締結し、パイヤーの保有する参照組織に係るリスクに対する投資を行います。本件定期預金契約及びクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき得られる金銭をもって、本社債に係る債務を履行します。

4. 関係会社の状況

発行会社は子会社を有しておりません。また、発行会社は本中間法人の 100%子会社ですが、本中間法人は、(1)資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)に基づいて設立された特定目的会社の特定持分の取得、保有及び処分、(2)資産の流動化(クレジット・デリバティブ取引を用いた証券化を含みます。)に係る業務を目的として設立される株式会社、有限会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分、(3)その他(1)及び(2)に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業以外の事業を営んでおりません。本中間法人の議決権を有する社員は、海田雅人、青山隆治及び的場武教です。また、本中間法人の基金の拠出者は東京共同会計事務所です。

5. 従業員の状況

発行会社の本店の従業員は 0 名です。なお、発行会社の諸事務については、事務委任契約により東京共同会計事務所に委託され、東京共同会計事務所の従業員が発行会社の事務を行います。

6. 株式の状況

(1) 株式の総数等

株式の総数

種 類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	200
計	200

発行済株式

種 類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	200	-
計	200	-

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 発行済株式総数、資本金等の推移

発行会社の発行済株式総数、資本金は、設立以来変動はありません。

(4) 所有者別状況 (平成 17 年 6 月 14 日現在)

区 分	株 式 の 状 況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	0	0	0	1	0	0	0	1	-
所有株式数(単元)	0	0	0	200	0	0	0	200	-
所有株式数の割合(%)	0	0	0	100	0	0	0	100	-

(5) 大株主の状況 (平成 17 年 6 月 14 日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
有限責任中間法人わかばホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号東京共同会計事務所内	200	100
計		200	100

(6) 議決権の状況

発行済株式 (平成 17 年 6 月 14 日現在)

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	0	0	-
議決権制限株式(自己株式等)	0	0	-
議決権制限株式(その他)	0	0	-
完全議決権株式(自己株式等)	0	0	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 200	200	権利内容に何ら制限のない発行会社における標準となる株式
単元未満株式	0	0	-
発行済株式総数	200	-	-
総株主の総議決権	-	200	-

自己株式等

該当事項はありません。

(7) ストックオプション制度の内容

該当事項はありません。

7. 自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

8. 配当政策

該当事項はありません。

9. 株価の推移

該当事項はありません。

10. 役員の状況

役 名	職名	氏 名	生年月日	略 歴	所有株式数(株)
代表取締役	-	内山 隆太郎	昭和 39 年 12 月 28 日	昭和 62 年 4 月 平成 2 年 1 月 中央監査法人入所 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所入所 平成 5 年 7 月 東京共同会計事務所開業(現職)	0
取 締 役	-	荒川 真司	昭和 40 年 8 月 30 日	平成元年 4 月 平成 10 年 10 月 住友信託銀行株式会社入社 東京共同会計事務所入所(現職)	0
取 締 役	-	須田 和彦	昭和 45 年 8 月 15 日	平成 7 年 11 月 平成 12 年 4 月 朝日監査法人入所 東京共同会計事務所入所(現職)	0
監 査 役	-	岡本 光弘	昭和 44 年 1 月 21 日	平成 4 年 4 月 平成 13 年 10 月 大阪商船三井船舶株式会社(現株式会社商船三井)入社 東京共同会計事務所入所(現職)	0
計					0

11. コーポレートガバナンスの状況

取締役会は 3 名の取締役で構成されており、会社の業務執行に関する意思決定等を行います。監査役は 1 名以上 3 名以下とされ、現在 1 名が選任されており、取締役の業務執行を監視します。取締役及び監査役に対する報酬は株主総会決議により決定されます。

(ロ) 事業の概況

1. 業績等の概要

(1) 業績等の状況

発行会社の設立後最初の決算期間は未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の決算期間の終了日は平成 18 年 3 月 31 日であります。

(2) キャッシュフローの状況

発行会社の設立後最初の決算期間は未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の決算期間の終了日は平成 18 年 3 月 31 日であります。

2. 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

3. 対処すべき課題

発行会社の設立後最初の決算期間は未だ終了しておらず、特に記載すべき事項はありません。

4. 事業等のリスク

発行会社の業績は、上記第一部 1(ロ)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載したものと同様の要因の他、今後起こり得るさまざまな要因により影響を受ける可能性があります。

5. 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

6. 研究開発活動

該当事項はありません。

7. 財政状態及び経営成績の分析

発行会社の設立後最初の決算期間は未だ終了しておらず、特に記載すべき事項はありません。

(ハ) 設備の状況

1. 設備投資等の概要

該当事項はありません。

2. 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有しておりません。

3. 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

(二) 経理の状況

発行会社は、平成 17 年 5 月 10 日に商法に基づく株式会社として設立されております。発行会社の決算期間は毎年 3 月 31 日をもって終了し、その設立後最初の決算期間は未だ終了していないため、発行会社の財務諸表は作成されておりません。

(ホ) その他

該当事項はありません。

第2 原保有者その他関係法人の概況

(一) 原保有者の概況

該当事項はありません。

(二) その他関係法人の概況

1. パイヤーの概況

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

1. 名称

中小企業金融公庫

2. 資本の額 (平成 17 年 4 月 28 日現在)(単位百万円：未満切捨て)

1,606,772 百万円

3. 事業の内容

- (1) 中小企業金融公庫は、融資業務、証券化支援業務及び信用保険業務を行っています。

融資業務

中小企業者の事業の振興に必要な長期資金であって、民間金融機関が供給することが難しい資金を安定的に供給しています。クレジット・デフォルト・スワップ契約の参照債務である中小企業発行の私募債引受業務は、融資業務として行っています。

証券化支援業務

中小企業者への無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援します。

信用保険業務

中小企業者の円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会等が行う中小企業者の借入等に係る債務の保証についての保険の引受け等を行っています。

- (2) 中小企業金融公庫法において業務ごとに勘定が設けられており、各勘定は経理上、資金上も明確に区分されています。

融資業務...融資勘定(クレジット・デフォルト・スワップ契約は融資勘定で締結します。)

証券化支援業務...証券化支援買取業務勘定、証券化支援保証業務勘定

信用保険業務...信用保険等業務勘定、機械保険経過業務勘定、破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定

(ロ) 関係業務の概要

クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき、パイヤーとして、発行会社にプレミアムを付与します。

(ハ) 資本関係 (本商品内容説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

(二) 経理の概況

最近2事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円：未満切捨て)

	平成15年3月末現在	平成16年3月末現在
資産合計	7,623,753	7,679,326
負債合計	7,176,538	7,229,611
資本合計	447,215	449,715

最近2事業年度における損益の概況(単位百万円：未満切捨て)

	平成15年3月末現在	平成16年3月末現在
経常収益	234,253	221,922
経常利益	103	39
当期純利益	0	0

(ホ) その他

中小企業金融公庫は、平成16年7月に、旧中小企業総合事業団信用保険部門と統合いたしました。

2. 当初の定期預金口座設置金融機関の概況

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

1. 名称

株式会社ユーエフジェイ銀行

2. 資本の額 (平成16年9月30日現在)

1,233,582百万円

3. 事業の内容

UFJ銀行は、銀行業を営んでいます。

(ロ) 関係業務の概要

当初の定期預金口座設置金融機関として、発行会社から本件定期預金を受け入れ、発行会社口座が設置されます。また、本社債に係る社債管理会社、元利金支払事務取扱者及び登録機関としての業務を行います。

(ハ) 資本関係 (本商品内容説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。

(二) 経理の概況

最近2事業年度における主な資産及び負債の概況(単位百万円：未満切捨て)

	平成15年3月末現在	平成16年3月末現在	平成16年9月末現在
資産合計	68,824,402	70,712,583	69,800,521
負債合計	66,995,433	69,134,617	68,090,091
資本合計	1,828,969	1,577,965	1,710,429

最近2事業年度における損益の概況(単位百万円：未満切捨て)

	平成15年3月末現在	平成16年3月末現在	平成16年9月末現在
経常収益	1,688,208	1,901,316	944,611
経常利益	584,193	373,757	430,759
当期純利益	543,917	340,260	573,157

(ホ) その他

該当事項はありません。

3. 事務受託者の概況

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

1. 名称

有限会社東京共同会計事務所

2. 資本の額 (平成17年5月12日現在)

5百万円

3. 事業の内容

東京共同会計事務所は、以下の業務を行っています。

- (1) 特別目的会社の財務・経理・総務に係る業務の受託
- (2) 特別目的会社に対する所在地・通信設備の提供
- (3) 特別目的会社に対する経営管理者の派遣
- (4) 特別目的会社が発行する有価証券・出資持分の取得・運用・売却
- (5) 金融取引組成に関する助言
- (6) 経営・財務・経理・総務に関するコンサルティング

(ロ) 関係業務の概要

事務委任契約に基づき、発行会社の管理を受託し、その管理業務を行います。また、発行会社口座及び本件定期預金に係る定期預金口座にて関する金銭の出納に関する事務、かかる口座の通帳(もしあれば)及び届出印鑑等の保管事務並びに上記事務に関連し、上記事務を遂行するために必要な一切の行為を行います。ま

た、本中間法人及び東京共同会計事務所の間で締結された平成 17 年 6 月 9 日付業務委託契約書に基づき、本中間法人の運営及び管理を受託しております。

(ハ) 資本関係 (本商品内容説明書作成日現在)

発行会社との資本関係はありません。なお、東京共同会計事務所は、本中間法人の基金を拠出しております。

(ニ) その他

該当事項はありません。